

福祉サービスの第三者評価基準（保育所）

福祉サービスの第三者評価基準の構成

評価対象	評価分類	評価項目
子どもの発達援助	1 発達援助の基本 2 健康管理・食事 3 保育環境 4 保育内容	次頁参照
子育て支援	1 入所児童の保護者の育児支援 2 多様な子育てニーズへの対応 3 地域の子育て支援	
地域の住民や関係機関等との連携	1 地域の住民や関係機関・団体との連携 2 実習・ボランティア	
運営管理	1 基本方針 2 組織運営 3 守秘義務の遵守 4 情報提供・保護者の意見の反映 5 安全・衛生管理	

・本基準は、「評価対象」()、「評価分類」(1 ~ 5)、「評価項目」(全 5 2 項目) から構成される。

- ・「評価対象」: 事業者が提供する福祉サービスを対象別・機能別に大別したもの。
- ・「評価分類」: 「評価対象」をさらに基本的な機能別にしたもの。
- ・「評価項目」: 「評価分類」についての具体的な達成目標であり、実際の評価を行う項目となるもの。

・子どもの発達援助

- 1 発達援助の基本

- 1 - (1) 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。 1 (は通し番号、以下同じ)

【判断基準】

- a) 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。
- b) 保育計画は、保育の基本方針に基づき作成されているが、地域の実態や保護者の意向等は考慮されていない。
- c) 保育計画が、保育の基本方針に基づいていない。

- 1 - (2) 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。 2

【判断基準】

- a) 定期的に指導計画の評価を行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。
- b) 定期的に指導計画の評価を行っているが、その結果が指導計画に反映されていない。
- c) 定期的に指導計画の評価を行っていない。

- 1 - (3) 一人一人の子どもの発達状況に配慮した指導計画となっている。 3

【判断基準】

- a) 一人一人の子どもの発達状況に配慮した指導計画となっている。
- b) 子どもの発達状況に配慮しているが、一人一人に配慮した指導計画となっていない。
- c) 子どもの発達状況に配慮した指導計画となっていない。

- 1 - (4) 一人一人の子どもの発達状況、保育目標、生活状況についての記録があり、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されている。 4

【判断基準】

- a) 一人一人の子どもの記録があり、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されている。
- b) 一人一人の子どもの記録はあるが、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されていない。
- c) 一人一人の子どもの記録がない。

- 1 - (5) 一人一人の子どもの発達状況、保育目標、保育の実際について話し合うためのケース会議を定期的かつ必要に応じて開催している。 [5]

【判断基準】

- a) ケース会議を定期的かつ必要に応じて開催している。
- b) ケース会議を必要に応じて開催しているが、定期的には開催していない。
- c) ケース会議を開催していない。

- 1 発達援助の基本の特記事項

----- ----- ----- -----

- 2 健康管理・食事

- 2 - (6) 登園時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人一人の健康状態に応じて実施している。 [6]

【判断基準】

- a) 健康管理は、マニュアルなどがあり、子ども一人一人の健康状態に応じて実施している。
- b) 健康管理は、マニュアルなどはないが、各児童の健康状況に応じて実施している。
- c) 健康管理は、子ども一人一人の健康状態に応じて実施していない。

- 2 - (7) 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。 [7]

【判断基準】

- a) 健診結果について、保護者や職員に伝達し、保育に反映させている。
- b) 健診結果について、保護者や職員に伝達しているが、保育に反映させていない。
- c) 健診結果について、保護者や職員に伝達していない。

- 2 - (8) 感染症への対応については、マニュアルなどがあり、発生の状況を必要に応じて保護者に連絡している。 [8]

【判断基準】

- a) 感染症への対応については、マニュアルなどがあり、発生の状況を必要に応じて保護者に連絡している。
- b) 感染症への対応については、発生の状況を必要に応じて保護者に対して連絡しているが、マニュアルなどはない。
- c) 感染症への対応については、発生の状況を保護者に連絡していない。

- 2 - (9) 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患をもつ子どもの状況に応じて適切な対応を行っている。 9

【判断基準】

- a) 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患をもつ子どもの状況に応じて適切な対応を行っている。
- b) -
- c) 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患をもつ子どもに対する特別な取り組みを行っていない。

- 2 - (10) 日々の献立を保護者に示すとともに、必要に応じて、子どもの喫食状況を保護者に知らせている。 10

【判断基準】

- a) 日々の献立を保護者に示すとともに、必要に応じ、子どもの喫食状況を知らせている。
- b) 日々の献立を保護者に示しているが、喫食状況は知らせていない。
- c) 日々の献立を保護者に示していない。

- 2 - (11) 食事を楽しむことができる工夫をしている。 11

【判断基準】

- ア 食事をする部屋としての雰囲気づくりに配慮している。
- イ 食器の材質や形などに配慮している。
- ウ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- エ 子どもの負担になるほどに、残さず食べることを強制したり、偏食を直そうと叱ったりしていない。
- オ 子どもが落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
- カ 時には戸外で食べるなど、様々な食事のスタイルの工夫がある。
- キ おやつは、手作りを心がけている。
- ク 旬のものや季節感のある食材やメニューを取り入れている。
- ケ 嗜好や喫食状況に基づき食事内容を改善している。
- コ 子どもが育てた野菜などを料理して食べることがある。
- サ 子どもが配膳や後片づけなどに参加できるよう配慮している。
- シ 調理作業をしている場面を子どもたちがみたり、言葉を交わしたりできるような工夫を行っている。

【総合判断基準】

- a. 食事を楽しむことができる工夫をしている。
- b. どちらかといえば工夫をしている。
- c. 工夫をしていない。

- 2 健康管理・食事の特記事項

一 3 保育環境

- 3 - (12) 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。 [12]

【判断基準】

- ア 採光に配慮している。
- イ 換気に配慮している。
- ウ 各部屋に湿温計などがあり、温度・湿度に配慮している。
- エ 手洗い場、トイレは、保育中も時折り清掃し、不快なおいがないようにしている。
- オ 寝具の消毒や乾燥を定期的に行っている。
- カ 屋外の砂場や遊具の衛生面に配慮している。

【総合判断基準】

- a.よく整備されている。
- b.どちらかといえば整備されている。
- c.整備されていない。

- 3 - (13) 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。 [13]

【判断基準】

- ア 子どもが不安になった時などにいつでも応じられるように、保育者が身近にいる。
- イ 一人一人の子どもがくつろいだり落ち着ける場所がある。
- ウ 眠くなった時に安心して眠ることができる空間が確保されている。
- エ 食事のための空間が確保されている。
- オ 季節にあわせてインテリアが工夫されている。
- カ 配色に配慮した保育室となっている。
- キ 音楽や保育者の声など、音に配慮している。
- ク 屋外での活動の場が確保されている。

【総合判断基準】

- a.よい取り組みが行われている。
- b.どちらかといえば取り組みが行われている。
- c.取り組みが行われていない。

- 3 保育環境の特記事項

- 4 保育内容

- 4 - (14) 子ども一人一人への理解を深め、受容しようと努めている。 14

【判断基準】

- ア 子どもに分かりやすい温かな言葉づかいで、おだやかに話している。
- イ 「早くしなさい」とせかす言葉や「だめ」「いけません」など制止する言葉を不必要に用いないようにしている。
- ウ 子どもの質問に対して、「待ってて」「あとで」などと言わずに、なるべくその場で対応している。
- エ 「できない」「やって」などと言ってくる子どもに対して、その都度気持ちを受け止めて対応している。
- オ 「いや」などと駄々をこねたり、自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- カ 登園時に泣く子どもに対して、放っておいたり、叱ったりするのではなく、子どもの状況に応じて、抱いたり、やさしく声をかけたりしている。

【総合判断基準】

- a. 子どもをよく受容しようと努めている。
- b. どちらかといえば子どもを受容しようと努めている。
- c. 子どもを受容しようと努めていない。

- 4 - (15) 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人一人の子どもの状況に応じて対応している。 15

【判断基準】

- ア トイレに行くことをせかしたり、強制したりせずに、一人一人のリズムに合わせるようにしている。
- イ おもらしをしたときに、その都度やさしく対応し、子どもの心を傷つけないよう配慮している。
- ウ 衣服の脱ぎ着に際して、せかしたり、着せてしまったりしないで、自分でやろうとする子どもの気持ちを大切にしている。
- エ 子どもが自分で着脱しやすいように、衣類の整理の仕方や着方の援助について工夫がみられる。
- オ 休息時には、子守歌を歌ったり、背中を軽くたたくなど、安心して心地よい眠りにつけるように配慮している。
- カ 休息時間以外でも、一人一人の状況に応じて、眠らせたり、身体を休ませるようにさせたりしている。
- キ 休息時間に、眠くない子どもへの配慮をしている。

【総合判断基準】

- a.一人一人の子どもの状況に応じてよく対応している。
- b.どちらかといえば対応している。
- c.対応していない。

- 4 - (16) 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。 16

【判断基準】

- ア 子どもの発達段階に即した玩具や遊具が用意されている。
- イ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。
- ウ 好きな遊びができるコーナーが用意されている。
- エ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。

【総合判断基準】

- a.環境がよく整備されている。
- b.どちらかといえば整備されている。
- c.整備されていない。

- 4 - (17) 身近な自然や社会と関わられるような取り組みがされている。 17

【判断基準】

- ア 子どもが身近に動植物に接する機会をつくっている。
- イ 園庭や散歩で拾ってきた葉や木の実など、季節感のある素材を活用している。
- ウ 散歩などで地域の人たちに接する機会をつくっている。
- エ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。

【総合判断基準】

- a.よく取り組みがなされている。
- b.どちらかといえば取り組みがなされている。
- c.取り組みがなされていない。

- 4 - (18) さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。 18

【判断基準】

- ア 子どもが自由に歌ったり、踊ったりする場面がみられる。
- イ さまざまな楽器を楽しめるようになっている。
- ウ クレヨン・絵具・粘土・紙など、様々な素材を子どもたちが自分で使えるように用意されている。
- エ 子どもの作品が保育に活かされたり、工夫して飾られたりするなど、大切に扱われている。
- オ 身体を使った様々な表現遊びが取り入れられている。
- カ 絵本の読みきかせや紙芝居などを積極的に取り入れている。

【総合判断基準】

- a.よく配慮されている。
- b.どちらかといえば配慮されている。
- c.配慮されていない。

- 4 - (19) 遊びや生活を通して、人間関係が育つよう配慮している。 19

【判断基準】

- ア 子ども同士の間をよりよくするような適切な言葉かけをしている。
- イ けんかの場面では、危険のないように注意しながら、子どもたち同士で解決するように援助している。
- ウ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。
- エ 当番活動などが日常生活の中で行われている。
- オ 異年齢の子どもの交流が行われている。

【総合判断基準】

- a.よく配慮されている。
- b.どちらかといえば配慮されている。
- c.配慮されていない。

- 4 - (20) 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。 20

【判断基準】

- ア 子どもが、自分の意見を保育者などの大人にはっきり言うことができるよう配慮している。
- イ 子どもが、他の子どもの気持ちや発言を受け入れられるよう配慮している。
- ウ 一人一人の子どもの生活習慣や文化、考え方などの違いを知り、それを尊重する心を育てるよう努めている。
- エ 子どもの人権への配慮や互いを尊重する心を育てるための具体的な取り組みを行っている。
- オ 子どもの権利擁護に関する研修等に職員が参加している。

【総合判断基準】

- a.よく配慮されている。
- b.どちらかといえば配慮されている。
- c.配慮されていない。

- 4 - (21) 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。 21

【判断基準】

- ア 「男の子だからめそめそするな」などと、子どもの態度について、性差への先入観による固定的な対応をしていない。
- イ 「それは女の子の色」などと、子どもの服装について、性差への先入観による固定的な対応をしていない。
- ウ 「それは女の子の遊び」などと、子どもの遊び方について、性差への先入観による固定的な対応をしていない。
- エ 「男の子だから家事をすることはない」などと、育児、家事、介護などについて、性差への先入観による固定的な対応をしていない。
- オ 「それは男(女)の子の仕事」などと、職業について、性差への先入観による固定的な対応をしていない。

【総合判断基準】

- a.よく配慮されている。
- b.どちらかといえば配慮されている。
- c.配慮されていない。

- 4 - (22) 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。

【判断基準】

22

- ア 授乳は、子どもが欲しがるときに、抱いて目をあわせたり、微笑みかけたりしながらゆったりと飲ませている。
- イ 離乳食については、家庭と連携をとりながら、一人一人の子どもの状況に配慮して行っている。
- ウ おむつ交換時は、やさしく声をかけたり、スキンシップをとりながら行っている。
- エ 一人一人の生活リズムに合わせて睡眠をとることができるように、静かな空間が確保されている。
- オ 外気に触れたり、戸外遊びを行う機会を設けている。
- カ 喃語には、ゆったりとやさしく応えている。
- キ 顔を見合ってあやしたり、乳児とのやりとりや触れ合い遊びを行っている。
- ク たて抱き、腹這いなど、子どもの姿勢を変えている。
- ケ 寝返りのできない乳児を寝かせる場合には仰向けに寝かせている。
- コ 特定の保育者との継続的な関わりが保てるよう配慮している。

【総合判断基準】

- a.よく配慮されている。
- b.どちらかといえば配慮されている。
- c.配慮されていない。

- 4 - (23) 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。

23

【判断基準】

- ア 家庭的な雰囲気を感じられる。
- イ 好きなことをしてくつろげる空間や遊具がある
- ウ 長時間保育を受ける子どもに夕食や軽食が提供されている
- エ 一人一人の子どもの要求に応じて、抱いたり、声をかけるなど、ゆったりと接している。
- オ 異年齢の子ども同士で遊べるように配慮されている。
- カ 子どもの状況について、職員間の引継ぎを適切に行っているか。

【総合判断基準】

- a.よく配慮されている。
- b.どちらかといえば配慮されている。
- c.配慮されていない。

- 4 - (24) 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。 24

【判断基準】

- ア 障害のない子どもの、障害児への関わりに対して配慮している。
- イ 園舎はバリアフリーの配慮がみられる。
- ウ 障害児の特性に合わせた園での生活の仕方の計画が立てられている。
- エ 障害児保育について保育所全体で定期的に話し合う機会を設けている。
- オ 障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。
- カ 医療機関や専門機関から相談や助言を必要に応じて受けられる。
- キ 保護者に、障害児に関する適切な情報を伝えるための取り組みを行っている。

【総合判断基準】

- a.よく配慮されている。
- b.どちらかといえば配慮されている。
- c.配慮されていない。

- 4 保育内容の特記事項

.子育て支援

- 1 入所児童の保護者の育児支援

- 1 - (1) 一人一人の保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。 25

【判断基準】

- a) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換に加えて、別の機会を設けて相談に応じたり個別面談などを行っている。
- b) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換を行っている。
- c) 一人一人の保護者と、子どもについて情報交換を行っていない。

- 1 - (2) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。

【判断基準】

26

- a) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。
- b) -
- c) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されていない。

- 1 - (3) 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。 [27]

【判断基準】

- a) 懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者の保育参加など、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。
- b) 懇談会などの話し合いの場を設けているが、保護者と共通理解を得るための機会を設けていない。
- c) 懇談会などの話し合いの場を設けていない。

- 1 - (4) 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに園長まで届く体制になっている。 [28]

【判断基準】

- a) 虐待などの早期発見に努め、得られた情報が速やかに園長まで届く体制になっている。
- b) 虐待などの早期発見に努めているが、得られた情報が速やかに園長まで届く体制になっていない。
- c) 虐待などの早期発見に努めていない。

- 1 - (5) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。 [29]

【判断基準】

- a) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所など関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。
- b) -
- c) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所など関係機関に照会、通告を行う体制が整っていない。

- 1 入所児童の保護者の育児支援の特記事項

----- ----- ----- -----

- 2 多様な子育てニーズへの対応

- 2 - (6) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みを行い、それを事業に反映している。 30

【判断基準】

- a) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みを行い、それを事業に反映させている。
- b) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みは行っているが、それを事業に反映させていない。
- c) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みを行っていない。

- 2 多様な子育てニーズへの対応の特記事項

--

- 3 地域の子育て支援

- 3 - (7) 育児相談など地域の子育て家庭を対象とする子育て支援のための取り組みを行っている。 31

【判断基準】

- ア 電話やファクスなどによる子育て相談を行っている。
- イ 来園による子育て相談を行っている。
- ウ 育児情報の提供を行っている。
- エ 地域の子育て家庭の親子が定期的に集まる機会を設けている。
- オ 地域の子育て家庭の親子と園に通っている親子が交流する機会を設けている。
- カ 地域の母子保健活動と連携した取り組みを行っている。

【総合判断基準】

- a. よい取り組みが行われている。
- b. どちらかといえば取り組みが行われている。
- c. 取り組みが行われていない。

- 3 - (8) 一時保育は、一人一人の子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。 32

【判断基準】

- ア 一時保育のための保育室などの確保に配慮している。
- イ 一時保育のための担当者が決められている。
- ウ 一人一人の子どもの日々の状態を把握している。
- エ 保護者とのコミュニケーションを十分にとっている。
- オ 一時保育の子どもと通常保育の子どもとの交流に配慮している。

【総合判断基準】

- a. 一時保育の内容や方法によく配慮している。
- b. 一時保育の内容や方法にどちらかといえば配慮している。
- c. 一時保育の内容や方法に配慮していない。

- 3 地域の子育て支援の特記事項

. 地域の住民や関係機関等との連携

- 1 地域の住民や関係機関・団体との連携

- 1 - (1) 保育所の役割を果たすために必要な地域の関係機関などの情報を収集し、それを職員が共有している。 33

【判断基準】

- a) 地域の関係機関についての情報を収集し、それを職員が共有している。
- b) 地域の関係機関についての情報を収集しているが、それを職員が共有していない。
- c) 地域の関係機関についての情報を収集していない。

- 1 - (2) 子どもの健康状況について、医療機関などに相談や連携ができる体制になっている。 34

【判断基準】

- a) 子どもの健康状況について、医療機関などに相談や連携ができる体制になっている。
- b) -
- c) 医療機関などに相談や連携ができる体制になっていない。

- 1 - (3) 育児相談などに際して、児童相談所などの専門機関に相談や連携ができる体制になっている。 [35]

【判断基準】

- a) 育児相談などに際して、児童相談所などの専門機関に相談や連携ができる体制になっている。
- b) -
- c) 児童相談所などの専門機関に相談や連携ができる体制になっていない。

- 1 - (4) 小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会を設けており、職員間の話し合い、研修などの連携の機会がある。 [36]

【判断基準】

- a) 小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会を設けており、職員間の話し合い、研修などの連携の機会がある。
- b) 小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会を設けているが、職員間の話し合い、研修などの連携の機会がない。
- c) 小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会がない。

- 1 - (5) 民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っている。 [37]

【判断基準】

- a) 民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っている。
- b) -
- c) 民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っていない。

- 1 - (6) 近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしている。 [38]

【判断基準】

- a) 近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしている。
- b) -
- c) 近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしていない。

- 1 - (7) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。 [39]

【判断基準】

- a) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。
- b) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解されているが、受け入れの担当者が決められていない。
- c) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解されていない。

- 1 地域の住民や関係機関・団体との連携の特記事項

- 2 実習・ボランティア

- 2 - (8) 実習生を受け入れるに当たっては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、実習担当者も決められている。 [40]

【判断基準】

- a) 実習生を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、実習担当者も決められている。
- b) 実習生を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解されているが、実習担当者が決められていない。
- c) 実習生を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解されていない。

- 2 - (9) ボランティアを受け入れるに当たっては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。 [41]

【判断基準】

- a) ボランティアを受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。
- b) ボランティアを受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解されているが、受け入れの担当者が決められていない。
- c) ボランティアを受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解されていない。

- 2 実習・ボランティアの特記事項

. 運営管理

- 1 基本方針

- 1 - (1) 保育所の保育理念及び基本方針が明文化されている。 42

【判断基準】

- a) 保育理念及びその理念に基づいた保育サービス提供の基本方針がいずれも明文化されている。
- b) 保育理念及びその理念に基づいた保育サービス提供の基本方針のいずれかが明文化されている。
- c) 保育理念と保育サービス提供の基本方針のいずれも明文化されていない。

- 1 - (2) 保育理念や基本方針を職員、保護者、関係者に周知するための取り組みを行っている。 43

【判断基準】

- a) 保育理念及び基本方針について、職員や保護者だけでなく、地域の住民や関係機関なども対象に含め、周知を図るための取り組みを行っている。
- b) 保育理念及び基本方針について、職員や保護者に周知するための取り組みを行っているが、地域の住民、関係機関などには、その周知を図るための取り組みを行っていない。
- c) 保育理念及び基本方針を職員、保護者、関係者いずれにも周知するための取り組みを行っていない。

- 1 基本方針の特記事項

- 2 組織運営

- 2 - (3) 保育の質の向上や改善のための取り組みを、職員参加により行っている。

【判断基準】

44

- a) 定例の会議を含め、年間を通じて職員から提案を募集するか、又は定期的に（年に複数回）意見を聞くための場を設け、保育の質の向上や改善のための取り組みを行っている。
- b) 定例の会議を含め、年間を通じて職員から提案を募集するか、又は定期的に（年に複数回）意見を聞くための場を設けているが、それを踏まえて、保育の質の向上や改善のための取り組みを行っていない。
- c) 定例の会議を含め、保育の質の向上や改善に関し、職員からの意見を聞いていない。

- 2 - (4) 保育の内容について、職員参加により、定期的に自己評価を行っている。

【判断基準】

45

- a) 保育の内容について、職員参加により、定期的に自己評価を行っている。
- b) 保育の内容について、定期的に自己評価を行っているが、職員参加が図られていない。
- c) 保育の内容について、定期的に自己評価を行っていない。

- 2 - (5) 職員の研修ニーズを把握し、職員に適切な研修機会を確保している。

【判断基準】

46

- a) 職員の資質向上に向けた目標に基づき、各職員についてどのような技術・技能を修得する必要があるかを把握し、適切な研修機会の確保を行っている。
- b) 職員の研修機会は確保しているが、職員の資質向上に向けた目標に基づき、各職員についてどのような技術・技能を修得する必要があるかを把握していない。
- c) 職員の研修機会を確保していない。

- 2 組織運営の特記事項

- 3 守秘義務の遵守

- 3 - (6) 守秘義務の遵守を周知している。 47

【判断基準】

- a) 保育に当たり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持について、職員に周知している。
- b) -
- c) 保育に当たり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持について、職員に周知していない。

- 3 守秘義務の遵守の特記事項

- 4 情報提供・保護者の意見の反映

- 4 - (7) 情報提供に当たって、わかりやすく伝える工夫や配慮を行っている。

【判断基準】

48

- ア 園だより、クラスだより等を配布している。
- イ 園の掲示等による保護者への情報提供について、わかりやすく伝える工夫がみられる。
- ウ パンフレットや要覧等を園児の保護者以外にも配布している。
- エ 園外向けの掲示板やポスター等で、園の様子や行事などについて、地域の人に見てもらえるようにしている。
- オ ホームページや情報誌など誰もが容易に入手できる形態の広報媒体がある。
- カ 園の運営状況等についての情報を求めに応じて公開できるようにしている。

【総合判断基準】

- a. 情報提供をよく行っている。
- b. 情報提供をどちらかといえば行っている。
- c. 情報提供をほとんど行っていない。

- 4 - (8) 保育の実施に当たり、保護者から意見を聞くための取り組みを行い、その意向に配慮している。 49

【判断基準】

- a) 日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外に、懇談会や保育への参加の機会を設けるなど、保護者の意見を聞くための取り組みを行うとともに、その意向に配慮している。
- b) 日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外に、懇談会や保育への参加の機会を設けるなど、保護者の意見を聞くための取り組みを行っているが、その意向に配慮していない。
- c) 日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外には、保護者の意見を聞くための取り組みを行っていない。

- 4 情報提供・保護者の意見の反映の特記事項

- 5 安全・衛生管理

- 5 - (9) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。 50

【判断基準】

- a) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。
- b) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルはあるが、全職員に周知されていない。
- c) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルがない。

- 5 - (10) 事故防止のための具体的な取り組みを行っている。 51

【判断基準】

- a) 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。
- b) 事故防止のためのチェックリスト等はないが、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。
- c) 事故防止に向けた具体的な取り組みを行っていない。

- 5 - (11) 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。 52

【判断基準】

- a) 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルがあり、適切に実施されている。
- b) 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルはあるが、適切に実施されていない。
- c) 調理場、水周りなどの衛生管理のためのマニュアルがない。

- 5 安全・衛生管理の特記事項

福祉サービスの第三者評価基準（児童養護施設）

福祉サービスの第三者評価基準の構成

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目
福祉サービスの基本方針と運営管理	1 福祉サービス実施の基本方針 2 サービス実施機関の運営 3 計画の策定 4 職員の資質向上 5 情報公開 6 安全・衛生管理	次頁参照	次頁参照
児童の権利擁護	1 児童の権利擁護		
地域等との関係	1 地域社会との連携 2 福祉人材の育成		
福祉サービス実施過程の確立	1 サービス実施（自立支援）計画の管理 2 サービス実施（自立支援）計画の策定 3 サービスの実施 4 評価・見直し		
福祉サービスの適切な実施	1 援助の基本 2 入所時の対応 3 日常生活の援助 4 心理的な援助 5 家族との関係 6 退所時の対応		
福祉サービスの独自性及び向上性	1 福祉サービスの独自性 2 福祉サービスの向上性		

・本基準は、「評価対象」（～）、「評価分類」（1～6）、「評価項目」（(1)～(7)）、「評価細目」（全74項目）から構成される。

- ・「評価対象」：事業者が提供する福祉サービスを対象別・機能別に大別したものの。
- ・「評価分類」：「評価対象」をさらに基本的な機能別にしたものの。
- ・「評価項目」：「評価分類」についての具体的な達成目標であり、実際の評価を行う項目となるもの。
- ・「評価細目」：「評価項目」が求めている達成目標を満たすために、事業者が実施している、又は、実施することが望ましいと考えられる一般的・代表的な状況を細分化したものの。

福祉サービスの基本方針と運営管理

1 福祉サービス実施の基本方針

- 1 - (1) 福祉サービスの実施に関する基本姿勢が明示されている

- 1 - (1) - 施設における福祉サービスの理念に基づくサービス実施機関としての基本方針が明文化されており、その内容も適切である。 1 (は通し番号、以下同じ)

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 福祉サービスの理念が明文化されている。
 - イ) 理念に基づいた基本方針が明文化されている。
 - ウ) 理念には子どもの権利擁護の視点が盛り込まれている。
 - エ) 基本方針には子どもの権利擁護の視点が盛り込まれている。
 - オ) 基本方針には役割や機能などが具体的に記載されている。
 - カ) 理念、あるいは基本方針は、必要に応じて見直されている。

2 サービス実施機関の運営

- 2 - (1) 施設の運営が適切に行われている。

- 2 - (1) - 実施するサービスの質の向上や業務の改善に向けての検討が、定例的に行われ、業務の改善がなされている。 2

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つを実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 福祉サービスの質の向上や業務の改善に向けて検討を行うための会議が定例的に開かれている。
 - イ) 質の向上や業務改善に向けた年間を通じて「業務改善提案書」を職員から募集するか、あるいは意見を聴取するためのアンケートなどを定例的に実施している。
 - ウ) 検討結果等に基づいて、実際に業務を改善している。
 - エ) 検討内容や結果が、記録されている。

- 2 - (1) - 施設のサービス内容等について、サービス評価基準を用いて自己評価を行っている。 3

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つを実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 定例的に（年に複数回）サービスの自己評価を行っている。
 - イ) さまざまな職種の職員が参加し取り組んでいる。
 - ウ) 改善すべき点や改善方法の検討等について、職員で話し合っている。
 - エ) 「福祉サービスの適切な実施内容」などの評価を行う際には、児童及び必要に応じて保護者も参加している。

3 計画の策定

- 3 - (1) サービスの質の向上に向けた中・長期的な計画を策定している。

- 3 - (1) - 実施する福祉サービスの質に関する中・長期的な課題や問題点を把握し、それに対する取り組みの計画を策定、評価、見直しを行っている。 4

【判断基準】

- a) 以下の項目の内4つ以上を実施
- b) 以下の項目の内3つを実施
- c) 以下の項目の内2つ以下の実施
 - ア) 実施している福祉サービスの内容や実施体制について分析・検討し、課題や問題点を把握している。
 - イ) 福祉サービスの質の向上に向けて目標を設定し、その目標に向けた取り組みに関する3年間程度の年次計画を策定している。
 - ウ) 中長期計画の策定に向けた検討には、職員が参加している。
 - エ) 実施状況について職員の意見を聞き、その実施過程や結果について評価を行っている。
 - オ) その評価に基づき、本計画の継続や見直し及び新規計画の策定を行っている。

- 3 - (2) サービスの質の向上を意図した事業計画を策定している。

- 3 - (2) - 当該年度の事業計画が適切に策定されており、その実施状況に関する評価を行っている。 5

【判断基準】

- a) 以下の項目の内4つ以上を実施
- b) 以下の項目の内3つを実施
- c) 以下の項目の内2つ以下の実施
 - ア) 実施している福祉サービスの内容や実施体制について分析・検討し、課題や問題点を把握している。
 - イ) 福祉サービスの質の向上に向けて目標を設定し、その目標に向けた取り組みに関する単年度計画を具体的な内容で策定している。
 - ウ) 単年度計画の策定に向けた検討には、職員が参加している。
 - エ) 実施状況について職員や児童の意見を聞き、その実施結果について評価を行っている。
 - オ) その評価を、次年度計画に活かしている。

- 3 - (3) 地域住民や関係機関等の福祉に対するニーズに対応している。

- 3 - (3) - 地域や関係機関等の福祉ニーズを把握するための取り組みを行い、それに基づき新たな事業展開を図っている。 6

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つを実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 地域の福祉ニーズを把握するための取り組みを行っている。
 - イ) 関係機関等の福祉ニーズを把握するための取り組みを行っている。
 - ウ) 把握した福祉ニーズに基づき、新たな事業の企画や実施の時には、児童や保護者に対して説明し、その意向を尊重している。
 - エ) 把握した福祉ニーズに基づいて、可能なものについては自施設における新たな事業に加えるなどの展開を図っている（準備を行っている）。

事業の内容：（ ）

4 職員の資質向上

- 4 - (1) 職員の資質向上に向けた基本姿勢を確立している。

- 4 - (1) - 職員の資質向上に向けた基本姿勢が確立している。 7

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 職員の知識や技術等の修得に関する施設の目標を明文化している。
 - イ) その達成に向けて研修を推進するための担当者を設置している。
 - ウ) 職員一人ひとりの自己評価を実施し、職員としての自己目標を明確化している。
 - エ) 職員の資質向上のための資料・文献・情報を職員が活用できる体制となっている。
 - オ) 学会・各種研修・研究会等に職員を参加させている。
 - カ) 職業倫理の確立に向けた取り組みを実施している。

- 4 - (2) 職員の研修体制が確立している。

- 4 - (2) - 職員の研修ニーズを踏まえた研修計画に基づく研修機会を確保している。 8

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 6 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 5 つを実施
- c) 以下の項目の内 4 つ以下の実施
 - ア) 職員ひとり一人について、どのような資質・技術を修得する必要があるか分析、検討が行われ、各自の研修目標を明確化している。
 - イ) それを踏まえた職員各自の研修計画が策定されている。
 - ウ) 施設全体の年間研修計画が策定されている。
 - エ) 職場内研修・訓練を定例的に実施している
 - オ) 外部の研修会に積極的に参加している。
 - カ) 職員が外部の研修会等に参加した場合には、他の職員に還元させている。
 - キ) 研修成果の評価が行われ、次の研修計画に反映されている。

- 4 - (3) 職員に対するスーパービジョン体制が整備されている。

- 4 - (3) - 職員に対するスーパービジョン（訓練、指導、精神的援助等）が定例的かつ必要に応じて行われている。 9

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つを実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 職員に対するスーパービジョンを定例的に行っている。
 - イ) 職員がいつでも相談できるスーパービジョン担当者が施設内にいる。
 - ウ) 必要なときには外部の専門家や児童相談所の支援を受けられる体制を整備している。
 - エ) スーパーバイザーは、職員からの信頼が得られるよう、研修に参加するなど資質の向上に努めている。

5 情報公開

- 5 - (1) 適切な情報公開に対する取り組みを行っている。

- 5 - (1) - 施設に関する情報・サービス等をわかりやすく適切に公開している。 10

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 施設の運営理念・方針、公開可能な理事会議事録や運営予算等について、利用者や地域の関係機関等に公開している。
 - イ) 年報のような事業報告書等の閲覧が可能である。
 - ウ) 開示基準や具体的な方法に関する規程を整備している。
 - エ) その規程に基づいて情報開示を行っている。
 - オ) 情報を公開するにあたっては、相手にわかりやすく伝わるよう求められた内容について説明をしたり、インターネットを活用する等の工夫や配慮をしている。

6 安全・衛生管理

- 6 -(1) 安全管理・事故防止、衛生管理のための取り組みを行っている。

- 6 -(1)- 安全管理と事故防止について、積極的に取り組んでいる。 11

【判断基準】

- a) 以下の項目の内7つ以上を実施
- b) 以下の項目の内5つ～6つを実施
- c) 以下の項目の内4つ以下の実施
 - ア) 安全管理や事故防止に関するマニュアルを作成し、周知している。
 - イ) 安全管理や事故防止に関するマニュアルを定期的に見直している。
 - ウ) 安全管理や事故防止に関する内部研修・訓練（避難訓練を含む）を定期的に行っている。
 - エ) 安全対策の一環として建物設備や遊具等の点検を行っている。
 - オ) 薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取り組みを組織的にしている。
 - カ) 施設内外の危険箇所について把握し、その安全対策を講じている。
 - キ) 万一事故が発生した場合には、事故の原因を明らかにして対策を検討し、事故防止に役立てている。
 - ク) 事故については、原因・対策等について、記録に残している。

- 6 -(1)- 施設内の衛生管理を十分に行っている。 12

【判断基準】

- a) 以下の項目の内6つ以上を実施
- b) 以下の項目の内5つを実施
- c) 以下の項目の内4つ以下の実施
 - ア) 施設の実態に合わせた衛生管理に関するマニュアルを策定し、周知している。
 - イ) 衛生管理に関するマニュアルを定期的に見直している。
 - ウ) 害虫駆除を実施している。
 - エ) 調理器具や食器の洗浄・殺菌を行っている。
 - オ) 飲用水の水質検査を定期的に行っている。
 - カ) 食品の洗浄・加熱処理を適切に行っている。
 - キ) 居室、食堂等の清掃や消毒、ごみ処理を行っている

- 6 -(1)- 児童の安全確保のための防犯について、積極的に取り組んでいる。 13

【判断基準】

- a) 以下の項目の内6つ以上を実施
- b) 以下の項目の内5つを実施
- c) 以下の項目の内4つ以下の実施
 - ア) 安全確保に関するマニュアルを作成し、周知している。
 - イ) 防犯のための避難訓練等を実施している。
 - ウ) 施設周辺等における不審者等の情報について、日頃から地域や警察等の関係機関と連携して、情報を速やかに把握できる体制をとっている。
 - エ) 地域に開かれた施設づくりは危険に関する情報の収集や緊急時の支援にもつながることから、徒らに施設開放に消極的にならないよう努めている。
 - オ) 施設開放に当たっては、利用者にパンフレットを配布するなどして、安全への配慮を行っている。
 - カ) 入所児童が犯罪や事故の被害から自分を守るため、戸外での行動に当たって遵守すべき事項について、施設は入所児童に指導している。
 - キ) 不審者の立入等、緊急時の安全確保に対する体制が整っている。

福祉サービスの基本方針と運営管理の特記事項

児童の権利擁護

1 児童の権利擁護

- 1 - (1) 常に児童の最善の利益について熟考し、児童の権利を擁護している。

- 1 - (1) - 施設長は、児童の権利擁護への取り組みを積極的に行っている。

14

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 8 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 6 つ～ 7 つを実施
- c) 以下の項目の内 5 つ以下の実施
 - ア) 児童の権利条約など児童の権利擁護に関する情報を、収集・把握している。
 - イ) 権利擁護に関する施設内外の研修に施設長自らが参加している。
 - ウ) ケース会議等に出席し、必要に応じて助言・指導を行っている。
 - エ) 定例的にケース記録に目を通し、適宜、必要な助言を行っている。
 - オ) 特に配慮を要する児童について、職員より随時経過を報告させ、適切な助言・指導を行っている。
 - カ) 児童からの不服や意見を、施設長が把握している。
 - キ) 児童に対する権利侵害を是認する職員に対して、施設長が厳しい指導を行っている。
 - ク) 施設長は、児童に対して定期的に「施設生活についてのアンケート調査」を実施する等、児童の権利擁護の姿勢が施設全体に行き渡るような具体的な取り組みを行っている。
 - ケ) 児童の権利条約など児童の権利擁護に関する情報を、児童に周知している。
 - コ) いわゆる権利ノート等を配布するなど、児童自身に権利を伝え、人権侵害の起こらない施設づくりをしている。

- 1 - (1) - 職員は、児童の権利擁護への取り組みを積極的に行っている。

15

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 児童の権利条約など児童の権利擁護に関する情報を、収集・把握している。
 - イ) 権利擁護に関する外部研修会に積極的に参加している。
 - ウ) すべての職員は人権侵害の行為の禁止についてよく理解している。
 - エ) 児童の権利擁護の姿勢が施設全体に行き渡るような具体的な取り組みを行っている。
 - オ) すべての職員は人権侵害の行為の禁止についてよく理解し、行わないように徹底している。
 - カ) 常に「児童の最善の利益」の観点に立ち、児童を擁護している

- 1 - (1) - 施設生活全般について、児童が自由に意見を表明する機会を設け、それに
応えている。 16

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 6 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 5 つを実施
- c) 以下の項目の内 4 つ以下の実施
 - ア) 児童の個性を尊重し、児童の希望や意見に可能な限り応えている。
 - イ) 児童が自由に意見を表明できるよう、児童と職員の信頼関係づくりに取り組んでいる。
 - ウ) 普段の児童の表情や態度からも意見を読み取るよう取り組んでいる。
 - エ) 児童の発達段階や能力によって十分に意思を表明できにくい児童や幼児などに対して、職員が代弁者としての役割を果たすよう努めている。
 - オ) 日常生活の場面で、生活場面面接を実施するなど、児童から意見を引き出せるよう取り組んでいる。
 - カ) すぐに応えることが難しい事柄でも、職員会議で話し合う等取り組んでいる。
 - キ) 児童の希望に応えられない事柄については、その理由をその都度児童に説明して、理解を求めている。

- 1 - (1) - 児童自身が、自分たちの生活全般について、自主的に考える活動（施設内の自治会活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。 17

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 児童自身が自分たちの生活全般について自主的・主体的な取り組みができるような活動（施設内の自治会活動等）を実施している。
 - イ) 児童が問題や課題について主体的に検討し、その上で取り組み、実行、管理するといった内容を含んだ活動をしている。
 - ウ) 活動における目標実現に向かって発展していくように支援している。
 - エ) 活動を通して、児童の自己表現力、自律性、責任感などが育つように支援している。
 - オ) 活動で決定した要望等については、可能な限り応えている。

- 1 - (1) - 施設の行う援助について事前に説明し、児童が主体的に選択（自己決定）できるように支援している。 18

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つを実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 施設の提供する援助の内容・方法について事前に児童に十分説明している。
 - イ) 児童の自己決定の重要性について職員全員が十分認識している。
 - ウ) 児童に必要な情報を提供し、児童が主体的に選択できるようにしている。
 - エ) 児童の発達段階や能力に応じて自己決定できる力量形成に取り組んでいる

- 1 - (1) - 多くの生活体験を積ませる中で、児童が、その問題や事態の自主的な解決等を通して、健全な自己の成長や問題解決力を形成できるように支援している。 19

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つを実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 施設生活において多種多様な経験を積ませるような機会（自然体験、職場実習等）を計画している。
 - イ) 生活日課等の中に、生活体験（創作活動など）を通して、ものごとを広い視野で具体的総合的にとらえる力や、豊かな情操が育まれるような活動が組み込まれている。
 - ウ) つまづきや失敗の体験を大切に、自主的な問題の解決等を通して、自己肯定感などを形成し、たえず自己を向上発展させるため態度を身につけられるよう支援している。
 - エ) 問題の解決にあたって、謙虚に他から学び、他と協力して行える力量や態度を形成できるようグループ活動などを取り入れ支援している。

- 1 - (1) - 多くの人たちとのふれあいを通して、児童が、人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し、共生ができるよう支援している。 20

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つを実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 基本的な信頼感を獲得するなど良好な人間関係を築くために職員と児童とが個別にふれあう時間を確保している。
 - イ) 三つ（上との関係、同年齢との関係、下との関係）の人間関係を日常的に経験できる生活環境を用意するなど、人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重できる人間性を育成するよう努めている。
 - ウ) 喧嘩など児童間でトラブルが生じた時、基本的には児童同士で関係を修復できるように支援している。
 - エ) 老人施設への訪問等による異年齢交流や児童養護施設間交流を実施するなど、多くの人たちとのふれあいの機会を可能な限り実行している。

- 1 - (1) - 児童の発達に応じて、本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、児童に適切に知らせている。 21

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つを実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 児童の精神発達等に応じて、可能な限り事実を伝えようと努めている。
 - イ) 事実を伝える場合には、児童の精神発達や個別の事情に応じて慎重に対応している。
 - ウ) 伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。
 - エ) 事実を伝えた後、適切なフォローを行っている。

- 1 - (1) - 児童のプライバシーの保護に配慮している。 22

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) プライバシー尊重の方針を職員に徹底し、施設全体で児童のプライバシー保護に努めている。
 - イ) 本人の同意なく手紙等を開封しない。
 - ウ) 点検が必要な場合は事前に十分に説明し、本人の承諾を得て行っている。
 - エ) 居室には、声かけやロック等をしてから入室している。
 - オ) 児童のプライバシー尊重のために、個別空間を保障している。
 - カ) 居室内の設備については、児童のプライバシーに配慮した設備を設けている。

- 1 - (1) - 体罰を行わないよう徹底している。 23

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 6 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 5 つを実施
- c) 以下の項目の内 4 つ以下の実施
 - ア) 「就業規則」等の規程に体罰の禁止を明記している。
 - イ) 具体的な例を示して体罰を禁止している。
 - ウ) 体罰の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、体罰を伴わない援助技術を習得できるようにしている。
 - エ) 体罰の禁止を職員に徹底するため、日常的に会議等で体罰を取り上げ、行われていないことを確認している。
 - オ) 自傷他害行為などを制止するための方法について検討し、適切に対応している。
 - カ) 体罰があった場合を想定して、施設長が職員と児童の双方にその原因や体罰の方法・程度など事実確認をし、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うしくみがつくられている。
 - キ) 職員による体罰の禁止について、児童や保護者に周知している。

- 1 - (1) - 児童に対する暴力、言葉による脅かし等の不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。 24

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 8 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 6 つ～ 7 つを実施
- c) 以下の項目の内 5 つ以下の実施
 - ア) 暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切な関わりの防止について、具体的な例を示し、職員に徹底している。
 - イ) 不適切な関わりの防止について、具体的な例を示して、児童に周知している。
 - ウ) 不適切な関わりに迅速に対応できるように、児童からの訴えやサインを見逃さないよう留意している。
 - エ) 不適切な関わりの防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。
 - オ) 不適切な関わりの起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、これによらない援助技術を習得できるようにしている。
 - カ) 不適切な関わりの防止の視点から、職員体制（配置や担当の見直し等）を検討している。
 - キ) 不適切な関わりの防止の視点から、密室・死角等の建物構造の点検と改善を行っている。
 - ク) 不適切な関わりを発見した場合には、記録し、必ず管理者等に報告することが明文化されている。
 - ケ) 不適切な関わりがあった場合を想定して、施設長が職員と児童の双方にその原因や方法・程度など事実確認をし、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うようなしくみがつくられている。
 - コ) 児童が自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けている。

- 1 - (1) - 児童や保護者からの要望などを検討したり、不満や不服を解決したりする仕組みが確立されている。 25

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 8 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 6 つ～ 7 つを実施
- c) 以下の項目の内 5 つ以下の実施
 - ア) 施設における不満や不服を解決する仕組みについて明文化している。
 - イ) 第三者が参加する苦情解決委員会等を設置している。
 - ウ) 意見箱の設置等、要望、不満、不服等を受け付ける仕組みを整えている。
 - エ) 要望、不満、不服等の意見は記録し、必ず管理職に伝えることが明文化されている。
 - オ) 施設における不満や不服を解決する仕組みについて、口頭と文書双方により児童や保護者に周知している。
 - カ) 出された要望については真摯な態度で迅速に検討を行っている。またすぐに応えることが難しい事柄でも職員会議で話し合う等取り組んでいる。
 - キ) 対応が可能な場合にはできる限り速やかに対応するとともに、対応不可能な場合にはその理由等について児童や保護者への詳細な説明や報告がなされている。
 - ク) 要望、不満、不服の内容について職員会議等で検討し、サービスの改善に活かしている。
 - ケ) 必要な場合には、児童相談所の職員を交えて、不満や不服の解決を図っている。
 - コ) 不満や不服の解決に関するデータを蓄積し、過去の経験を活かしている。

- 1 - (1) - 施設生活に対する要望、不満、不服など、児童や保護者の意見を聞くための取り組みを行っている。 26

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 6 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 5 つを実施
- c) 以下の項目の内 4 つ以下の実施
 - ア) 保護者が施設生活に対する要望、不満、不服等の意見を表明しやすい雰囲気づくりに取り組んでいる。
 - イ) 保護者と懇談する機会を持ち、不満、要望、希望等を聞いている。
 - ウ) 要望、不満、不服等の意見を聞いた場合には、その内容について丁寧に耳を傾けた上で、必ず事実確認を行っている。
 - エ) 施設生活に対する要望、不満、不服を児童相談所の児童福祉司や外部の主任児童委員等に相談できることを児童に伝えている。
 - オ) アンケート調査等により、児童から不満、要望、希望等の意見を聞くための取り組みを定例的に行っている。
 - カ) 児童自身が不満や問題を主体的に話し合う機会がある。
 - キ) 自分の意見を表明するのが苦手な児童や幼児に対する具体的な配慮がなされている。

- 1 - (1) - 児童や保護者の思想や信教の自由は、他の児童や保護者の権利を妨げない範囲で保障されている。 27

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つを実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 施設において宗教的活動を強要していない。
 - イ) 個別的な宗教活動は尊重している
 - ウ) 児童や保護者の宗教的活動において他の児童や保護者の権利を妨げないように配慮している。
 - エ) 保護者の宗教的活動によってその児童の権利が損なわれないよう配慮している。

児童の権利擁護の特記事項

----- ----- ----- ----- -----

地域等との関係

1 地域社会との連携

- 1 - (1) 地域とのつながりを強めるための取り組みを行っている。

- 1 - (1) - 地域活動への参加や支援等、施設が地域の一員としての役割を果たしている。 28

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 施設に対する理解を推進するため、定例的・継続的に発刊している広報紙を地域へ配布するなどによって、広報啓発活動を十分に実施している。
 - イ) 町内会、児童会、老人会など地域の諸団体と連絡をとり、施設の行事に地域住民を招待している。
 - ウ) 施設の職員や児童が町内会や児童会等、地域の諸団体の役員等として活動している。
 - エ) 地域へ施設を開放するための規定を設け、施設のスペースを開放し、地域の活動の場として提供している。
 - オ) 法人や施設を支える会、後援会等を組織し、施設サービスの趣旨に賛同した地域の人々から支えられている。

- 1 - (1) - ボランティアを受け入れるための体制が整備されている。 29

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 6 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 5 つを実施
- c) 以下の項目の内 4 つ以下の実施
 - ア) ボランティアの受け入れに関し、施設としての基本的な考え方や方針が明文化されている。
 - イ) ボランティアの受け入れにあたり、担当者を配置している。
 - ウ) ボランティアに対して必要な事前説明をしている。
 - エ) ボランティアの受け入れについて、広報が行われている
 - オ) ボランティアの登録が行われている
 - カ) ボランティアの受け入れについて、記録が整備されている。
 - キ) 児童にボランティアについて説明している。

- 1 - (2) 地域の社会資源との連携が確保されている。

- 1 - (2) - 必要な社会資源を明確にし、関係機関・団体等との連携を図るための取り組みを行っている。 30

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 施設の役割や機能を達成するために必要となる関係機関・団体等のリスト化を行っている。
 - イ) 関係機関との連携の担当者が決められている。
 - ウ) 関係機関とのかかわり方(対応マニュアル等)を明確にしている。
 - エ) 関係機関とは定期的に情報交換のための連絡会を開催している
 - オ) 必要に応じて、関係機関や地域内諸施設と事例検討会を実施している
 - カ) 関係機関とは、日頃から情報交換や行事への相互参加等の交流を行っている。

- 1 - (3) - 幼稚園、学校との連携を図るための取り組みを行っている。 31

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つを実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 役員等をして P T A 活動に取り組んでいる。
 - イ) 日頃から情報交換を行うなど学校と連携をとっている。
 - ウ) 学校行事等に積極的に参加している。
 - エ) 施設での行事等に招待するなど交流を図っている。

2 福祉人材の育成

- 2 - (1) 実習生の受け入れが適切に行われている。

- 2 - (1) - 実習生を受け入れるための体制が整っている。 32

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 実習生の受け入れに対する機関としての基本的な考え方や方針が明文化されている。
 - イ) 実習生の受け入れにあたり、実習担当者を配置している。
 - ウ) 実習生の受け入れにあたり、説明用資料を作成し、オリエンテーションを行っている。
 - エ) 実習目的に応じた効果的な実習が行われるためにプログラム等を工夫をしている。
 - オ) 実習生にスーパービジョンや反省会等を実施している。
 - カ) 実習校との連携を密にしている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つを実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 実習生を受け入れるにあたり、児童の意向を聞いている。
 - イ) 児童の意向を踏まえ、対応できることについては対応している。
 - ウ) 掲示や会合等の場あるいは保護者会等においても報告するなど、児童にあらかじめ伝えるための取り組みを行っている。
 - エ) 実習生を忌避する児童等に対する配慮を行っている。

地域等との関係の特記事項

----- ----- ----- ----- -----

福祉サービス実施過程の確立

1 サービス実施（自立支援）計画の管理

- 1 - (1) サービス実施（自立支援）計画に関する責任体制が明確である。

- 1 - (1) - サービス実施（自立支援）計画の作成、実施及び評価（見直し）に際して、責任体制や関係機関との連携が確立している。 34

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 児童一人ひとりのサービス実施（自立支援）計画の作成を統括し、その実施状況を総合的に把握、管理する責任者を定めている。
 - イ) 関係職員の連携のもとに策定している。
 - ウ) 児童相談所との連携のもとに策定している。
 - エ) 必要に応じて関係機関と協議し、策定している。
 - オ) 定例的にケース会議を行っている。
 - カ) 特に配慮を要する課題が発生した場合など必要に応じてケース会議を行っている。

- 1 - (2) 児童やその家族を尊重したサービス実施（自立支援）計画を作成している

- 1 - (2) - サービス実施（自立支援）計画の作成や見直しにおいて、児童や保護者の意向に配慮し、「説明」と「同意」を徹底している。 35

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) サービス実施（自立支援）計画の作成や見直しにおいて、児童の発達段階や能力に応じた意向であることへの考慮をした上で、児童の意向を記録し配慮している。
 - イ) 幼児など代弁者が必要な場合には代弁機能を確保している。
 - ウ) サービス実施（自立支援）計画の作成や見直しにおいて、保護者の適正な意向を配慮している。
 - エ) 保護者に説明し、同意を得ている。
 - オ) 児童に説明し、同意を得ている。

2 サービス実施（自立支援）計画の策定

- 2 - (1) 一人ひとりの児童についてアセスメントを行い、サービス実施（自立支援）計画を策定している。

- 2 - (1) - 一人ひとりの児童についてアセスメントを行い、それに基づき具体的な目標とサービス実施（自立支援）計画を策定している。 36

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 一人ひとりの児童について、発達状況や生活状況といった必要な情報の確認を行っている。
 - イ) 必要な情報の不足や疑義のある情報がある場合には、児童相談所と協議し情報収集や確認を行っている。
 - ウ) 把握できた情報に基づき、総合的な分析・検討により優先的・重点的な課題を具体的に明示している。
 - エ) 児童一人ひとりのアセスメントに基づき、具体的な目標とサービス実施計画を立てている。
 - オ) サービス実施（自立支援）計画は、少なくとも児童に対する直接的な援助と家庭支援等の二つの面について策定されている。

3 サービスの実施

- 3 - (1) 機関が行うサービスの標準化と記録の整備が図られている。

- 3 - (1) - 機関における個々のサービスについて、標準的な自立支援（養育）要領や方法が定められ、その実施に関わる記録が整備されている。 37

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) サービスの一貫性や一定水準を確保し、職員間で格差が生じないようにするために、職員間で共有されるべき標準的な自立支援（養育）要領や方法が定められている。
 - イ) 原則として要領等に基づき実際のサービス実施が展開されている。
 - ウ) 標準的な自立支援（養育）要領や方法について定例的に検証し、必要な場合には見直しを行っている。
 - エ) 一人ひとりの児童について、そのサービス実施（自立支援）計画の実施状況が記録されている。
 - オ) 記録は、児童の状況及びサービス実施状況の変化等について把握できる内容となっている。

4 評価・見直し

- 4 - (1) サービスの実施に関する評価及び見直しを行っている。

- 4 - (1) - サービスの実施状況に関する評価（振り返り）がなされ、これに基づいてサービス実施（自立支援）計画の見直しが行われている。 38

【判断基準】

- a) 以下の項目の内4つを実施
- b) 以下の項目の内3つを実施
- c) 以下の項目の内2つ以下の実施
 - ア) 児童の情報を踏まえ、定例的かつ必要に応じて、設定されている目標に対する実施・達成状況を評価している。
 - イ) 評価は、多くの他職種の職員の評価を総合して行っている。
 - ウ) 児童の年齢や能力等に応じて児童自身に自己評価をさせており、それを参考に行っている。
 - エ) 評価に基づいて、サービス実施（自立支援）計画の見直しが行われている。

福祉サービス実施過程の確立の特記事項

----- ----- ----- ----- -----

福祉サービスの適切な実施

1. 援助の基本

-1-(1) 児童の援助に対する基本的な姿勢について配慮し、支援している。

-1-(1)- 児童と職員との間に信頼関係を構築し、常に個々の児童の発達段階や課題に考慮した援助を行っている。 39

【判断基準】

- a) 以下の項目の内7つ以上を実施
- b) 以下の項目の内5つ～6つを実施
- c) 以下の項目の内4つ以下の実施
 - ア) 児童に対する受容的・支持的関わりを心がけている。
 - イ) 個々の児童の気持ちを汲み取っている。
 - ウ) 職員と児童が個別的にふれあう時間を確保している。
 - エ) 小集団での養育が行われている。
 - オ) 児童からの相談を引き出せるように働きかけを意識的に行っている。
 - カ) 児童に問題行動等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題を把握に努めている。
 - キ) 個々の子どもの状況に応じて、日課は柔軟に対応できる体制となっている。
 - ク) 子どもの生活を束縛するような管理や操作をしていない。

-1-(1)- 児童の協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。 40

【判断基準】

- a) 以下の項目の内4つ以上を実施
- b) 以下の項目の内3つを実施
- c) 以下の項目の内2つ以下の実施
 - ア) 普段から、職員が振る舞いや態度で模範を示している。
 - イ) 施設生活・社会生活の規範等守るべきルール、約束ごとを理解できるよう児童に説明し、責任ある行動をとるよう指導している。
 - ウ) 施設生活を通して他者への心づかいや配慮する心が育まれるよう支援している。
 - エ) 地域社会への積極的参加を図る等、社会的ルールを習得する機会を設けている。
 - オ) 施設のルール、約束ごとについては、話し合いの場が設定されており、必要に応じて変更している。

-1-(1)- 職務上職員が知り得た個人情報について秘密保持を徹底している。 41

【判断基準】

- a) 以下の項目の内4つ以上を実施
- b) 以下の項目の内3つを実施
- c) 以下の項目の内2つ以下の実施
 - ア) 個人情報の取扱いや守秘義務について、規程を定め、管理できる体制ができている。
 - イ) ケース記録等の個人情報については、鍵のかかる場所に保管している。
 - ウ) 個人情報の取扱いや守秘義務について、職員が周知している。
 - エ) ボランティア・実習生・見学者の受け入れに際しては、プライバシーの保護について方針を示し、それが確実に守られている。
 - オ) 個人情報の取扱いに関する研修に参加している。

-1-(1)- 適切な児童の援助を行うため、職員間で打ち合わせをするなど引き継ぎ体制が確立している。 42

【判断基準】

- a) 以下の項目の内4つを実施
- b) 以下の項目の内3つを実施
- c) 以下の項目の内2つ以下の実施
 - ア) 児童の状況の変化等に関する情報が、担当職員や責任者に確実に伝達されるための体制を整備している。
 - イ) ひとり一人の児童について、担当者間で書面と口頭の両方による引継が行われている。
 - ウ) 児童や施設全体の動きについて、施設全体に情報が行き渡るように、書面と口頭の両方による引継が行われている。
 - エ) 引き継ぎ事項が児童等に漏洩しないような配慮をしている。

2 入所時の対応

- 2 - (1) 入所前の援助が適切に行われている。

- 2 - (1) - 児童相談所と連携しながら、児童、保護者及びその家族の状況を把握し、受け入れ準備を行っている。 43

【判断基準】

- a) 以下の項目の内5つ以上を実施
- b) 以下の項目の内4つを実施
- c) 以下の項目の内3つ以下の実施
 - ア) 児童相談所と連携して、自立支援に必要な児童、保護者及びその家族に関する情報を得ており、不十分な場合にはすぐに補完している。
 - イ) 入所前協議を行い、入所予定児童の受け入れ準備や初期の援助について検討している。
 - ウ) 入所前の見学などに適切な対応をしている。
 - エ) 受け入れるための児童集団の雰囲気づくりなど、施設全体が入所予定の児童との出会いを楽しみに受け入れ準備を行っている。
 - オ) 協議において決まった担当職員は、繊細な配慮により、部屋・靴箱・ロッカーに名前を入れる等の準備を行っている。
 - カ) 緊急一時的な入所に際しての準備体制がある。但し、緊急一時入所が多く、準備が十分にできない場合は入所後に補完している。

- 2 - (2) 入所時の援助が適切に行われている。

- 2 - (2) - 入所の際に、児童又はその家族等に対して適切な情報提供を行うなど、児童の不安を解消し施設生活を理解できるよう適切な援助を行っている。 44

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 7 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 5 つ～ 6 つを実施
- c) 以下の項目の内 4 つ以下の実施
 - ア) 児童が入所することを歓迎している温か味のある雰囲気の中で、児童に安心感を与えるような配慮がなされている。
 - イ) 児童の長所・能力、日常生活の癖、食べ物の好き嫌い、病歴等、援助にあたって留意すべき情報を得ている。
 - ウ) 施設での生活について、パンフレット・ビデオ等を用いて、年齢や発達段階に応じた説明を分かりやすく本人や家族等に説明している。
 - エ) 児童や家族等に施設の運営方針、援助方針とともに、面会、帰宅、外出、外泊等の規則や保護者からの衣類、玩具、学用品、小遣い等の取扱等について具体的に説明し、納得してもらっている。
 - オ) 児童の負傷、病気等の際の対応について説明している。
 - カ) 親しみやすい言葉かけをしたり、目線の高さを合わせて話をするなど、児童の気持ちを理解し共感するよう取り組んでいる。
 - キ) 適切な支援を行うため、転出証明、母子健康手帳、健康保険証、国籍を証明する書類、金銭、所持品等の確認をしている。
 - ク) 予防接種などについては十分に説明し、事前に承諾書をとっている。

3 日常生活の援助

- 3 - (1) 適切な食生活に対する援助を行っている。

- 3 - (1) - 食事を美味しく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を払っている。 45

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 7 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 5 つ～ 6 つを実施
- c) 以下の項目の内 4 つ以下の実施
 - ア) 食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれている。
 - イ) 温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。
 - ウ) 陶器の食器等を使用したり盛りつけやテーブルの飾りつけの工夫など、食事を美味しく食べられるように工夫している。
 - エ) 幼児など児童の個人差や児童の体調、疾病、アレルギー等に配慮した食事を提供している。
 - オ) 好き嫌いをなくす工夫や偏食指導については、無理がないよう配慮し実施している。
 - カ) 定例的に児童の嗜好や栄養摂取量を把握し、献立に反映させている。
 - キ) 生活指導担当職員と給食担当職員との定例的な連絡会議を開催し、食生活の向上などに努めている。
 - ク) 研修会や講習会に参加し、技術の向上に努めている。

- 3 - (1) - 児童の生活時間にあわせた食事の時間が設定されている。 46

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つを実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 朝食、昼食、夕食それぞれの食事時間が児童の基本的な生活習慣の確立につながるよう設定されている。例：夕食時間は午後 6 時以降にしている。
 - イ) クラブ活動等児童の事情に応じて、食事時間以外の時間でも個別の食事を提供している。
 - ウ) 電子レンジや保温庫、保冷庫等を用意し、食事時間以外にもおいしく食べられるよう配慮している。
 - エ) 無理なく楽しみながら食事ができるように、年齢や個人差に応じた食事時間に配慮をしている。

- 3 - (1) - 発達段階に応じて、食習慣を習得するための支援を適切に行っている。 47

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 箸、ナイフ・フォーク等食器の使い方や食事のマナーが習得できるよう支援している。
 - イ) 食習慣の習得を、無理なく楽しみながら身に付けられるよう工夫している。
 - ウ) 基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつを作る機会を設けている。
 - エ) テーブル拭き、食器洗い、食器消毒、残飯処理など食後の後片づけの習慣が習得できるよう支援している。
 - オ) 外食の機会を設け、施設外での食事を体験させている。
 - カ) 食品分類やおよびおやつの摂り方等、栄養についての正しい知識を教えている。

- 3 - (2) 適切な衣生活に対する援助を行っている。

- 3 - (2) - 衣服は清潔で、体に合い、季節にあったものを提供している。 48

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つを実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものが着用されるよう提供している。
 - イ) 年齢に応じて、TPOに合わせた服装ができるように配慮している。
 - ウ) 毎日取り替える下着や、汚れた時などに着替えることができる衣類が十分に確保されている。
 - エ) 制服、運動着、作業着など生活場面や活動場面に応じて着替えることのできる衣類を提供している。

- 3 - (2) - 児童が、衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように援助している。 49

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。
 - イ) 個々の収納スペースを確保するなど、「自分の服である」という所有感を持てるようにしている。
 - ウ) 発達段階や好みに合わせて児童自身が衣服を購入できる機会を設けている。
 - エ) 発達段階に応じて、衣服の着脱、整理整頓ができるよう援助している。
 - オ) 発達段階に応じて、洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の自己管理ができるよう援助している。
 - カ) 衣服を通じて児童が適切に自己表現ができるように支援している。

- 3 - (3) 適切な住生活に対する援助を行っている。

- 3 - (3) - 居室等施設全体が、生活の場として安全性や快適さに配慮したものになっている。 50

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) トイレ、洗面所等は性別や年齢に応じて使いやすいように配慮している。
 - イ) 必要に応じて、冷暖房設備を整備している。
 - ウ) 児童が私物を収納できるよう、個々にロッカー、タンス等を整備している。
 - エ) 日常的な清掃や大掃除を行い、軽度な修繕を迅速に行っている。
 - オ) くつろげる空間を確保するように努めている。
 - カ) 必要に応じていつでも入浴やシャワーが利用できるようになっている。

- 3 - (3) - 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう援助している。 51

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つを実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 居室の整理・整頓、掃除の習慣を身に付けられるよう支援している。
 - イ) 洗濯、ふとん干し、各居室のごみ処理の習慣を身に付けられるよう支援している。
 - ウ) 戸締り、施錠の習慣を身につけられるように支援している。
 - エ) 建物や設備の軽度な破損について、簡単な修理を体験できるように配慮している。

- 3 - (4) 適切な衛生管理や健康管理及び安全管理に対する援助を行っている。

- 3 - (4) - 発達段階に応じ、身体健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。 52

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 7 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 5 つ～ 6 つを実施
- c) 以下の項目の内 4 つ以下の実施
 - ア) 幼児については、常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事摂取、排泄等の状況を職員がきちんと把握している。
 - イ) 排泄後の始末と手洗いの指導をしている。
 - ウ) うがいや手洗いの習慣を養うように指導している。
 - エ) 寝具の日光消毒や衣類などを清潔に保つなど、健康管理ができるよう指導している。
 - オ) 洗面、整髪、ひげそり、歯磨き、爪きり等身だしなみについて、発達に応じて自ら行えるよう援助している。
 - カ) 定例的に理美容をしている。
 - キ) 児童の発達段階に応じて、危険物の取り扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための指導を行っている。
 - ク) 児童の交通事故を防止するため、交通ルール等について日頃から児童に教えている。

- 3 - (4) - 医療機関と連携して一人ひとりの児童に対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。 53

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 児童の平常の健康状態や発育・発達状態を把握している。
 - イ) 健康上特別な配慮を要する児童については、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察している。
 - ウ) 職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。
 - エ) 服薬管理の必要な児童については、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。
 - オ) 受診や服薬が必要な場合、児童がその必要性を理解できるよう、説明している。

- 3 - (5) 児童の問題行動などに対して適切な対応を行っている。

- 3 - (5) - 児童が暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に、適切に対応している。 54

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 6 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 5 つを実施
- c) 以下の項目の内 4 つ以下の実施
 - ア) 施設が、児童にとっての癒しの場となるよう配慮している。
 - イ) 問題行動のある児童について、児童の特性等あらかじめ職員間で情報を共有化し、連携して対応できるようにしている。
 - ウ) 問題行動のある児童については、問題となる行動を観察・記録し、誘因や刺激、人的・物的環境との因果関係を分析している。
 - エ) 職員の研修等を行い、問題行動に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。
 - オ) 問題行動に対して、児童の心身を傷つけずに対応するための体制を整えている。
 - カ) 必要に応じ、児童相談所、専門医療機関等と協力し、対応している。
 - キ) 周囲の児童の安全を図る配慮がなされている。

- 3 - (5) - 虐待を受けた児童等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。 55

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 3 つを実施
- b) 以下の項目の内 2 つを実施
- c) 以下の項目の内 1 つ以下の実施
 - ア) 強制引き取りのための対応について職員に周知徹底している。
 - イ) 引き取りの可否等について、児童相談所との連絡を適宜行っている。
 - ウ) 緊急時には協力を依頼できるよう、警察との連携を図っている。

- 3 - (5) - 施設内の児童間の暴力、いじめ、差別など施設全体で生じないように徹底している。 56

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方を職員が模範となって示している。
 - イ) 人権に対する児童の意識を育むよう支援をしている。
 - ウ) 問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方についても点検を行っている。
 - エ) 課題を持った児童、入所間もない児童の場合は観察を密にし、個別援助を行っている。
 - オ) 児童間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が適切な対応ができるような体制になっている。
 - カ) 暴力やいじめに対する対応が困難と判断した場合には、児童相談所等に協力を要請するようにしている。

- 3 - (6) 児童の自主性や自律性を尊重した日常生活の援助を行っている。

- 3 - (6) - 行事などのプログラムは、児童が参画しやすいように計画・実施されている。 57

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 児童の趣味や興味にあったプログラムになるように児童の意見を反映させ、適宜変更している。
 - イ) 児童が主体的に行事の企画・運営に関わることができる。
 - ウ) 活動に対して自発的な参加を促すよう支援している。
 - エ) 行事等のプログラムに追われることなく、ゆとりある生活が過ごせるよう配慮している。
 - オ) 行事等の参画について、児童一人ひとりの選択を尊重している。

- 3 - (6) - 休日等に児童が自由に過ごせるよう配慮している。 58

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 6 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 5 つを実施
- c) 以下の項目の内 4 つ以下の実施
 - ア) 児童の興味や趣味に合わせて、自発的活動ができるよう工夫している。
 - イ) 児童（外国籍児童等）の生活文化を保障し、自由に活動ができるようにしている。
 - ウ) 学校のクラブ活動への参加は、本人の希望を尊重している。
 - エ) 児童が外部のサークル活動やレクリエーション等に参加することを望む場合、可能な限りそれに応えている。
 - オ) 児童の趣味に応じて、外部の文化・スポーツ活動への参加や習い事を認めている。
 - カ) 図書・雑誌・新聞等、児童の要望に応じた出版物を備えて、自由に閲覧できるようにしている。
 - キ) テレビ・ビデオ・ステレオ等オーディオ機器を備え、児童の健全な発達に考慮した上で、自由に使用できるようにしている。

- 3 - (6) - 21 児童の発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など、経済観念が身につくよう支援している。 59

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 計画的な小遣いの使用等、金銭の自己管理ができるよう支援している。
 - イ) 無駄遣いをやめ、節約したことによる効果が実感できるようなお金の使い方を体験できるように工夫している。
 - ウ) 大人と一緒に買物に行ったり、一人で買物をさせるなど経済観念や金銭感覚が身につくよう支援している。
 - エ) 小遣いの用途については、児童の自主性を尊重し、不必要な制約を加えていない。
 - オ) 一定の生活費の範囲で生活することを学ぶプログラムを実施している。

- 3 - (6) - 22 児童が友人や地域との関係を深められるよう支援している。 60

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 学校の友人等が施設へ遊びに来やすいような環境づくりに努めている。
 - イ) 電話の取次ぎ時間は、児童の発達や状況に応じて、可能な限り制限しないようにしている。
 - ウ) 帰宅時間(門限)は、児童と発達や状況に応じて決めている。
 - エ) 地域のボランティア活動への参加の機会を設けている。
 - オ) お祭りへの参加など、地域社会での活動や交流会への参加を支援している。

- 3 - (7) 一人ひとりの児童に応じた適切な学習支援、進路指導等を行っている

- 3 - (7) - 23 学習環境の整備を行い、学力に応じた学習支援を行っている。 61

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 忘れ物や宿題の未提出がないよう把握している。
 - イ) 辞書・参考書等学習に必要な書籍を用意している。
 - ウ) 静かに落ちついて勉強できるように個別スペースや学習室を用意するなど、中学生、高校生、大学受験生のための環境づくりなどの配慮をしている。
 - エ) 年齢や理解力に応じて、自分で学習計画が立てられるなど、学習習慣が身につくよう援助している。
 - オ) 学校教師と十分な連携をとり、常に児童個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。
 - カ) 学習指導のため、ボランティアの協力を得ている。

- 3 - (7) - 24 学校を卒業する児童の進路について、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう援助している。 62

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 進路選択に必要な資料を収集し、児童に判断材料を提供している。
 - イ) 進路選択にあたって、児童と十分に話し合っている。
 - ウ) 進路選択にあたって、親、学校、児童相談所の意見を十分聞くなど連携している。
 - エ) 早い時期から進路について自己決定ができるような相談、指導を行っている。
 - オ) 奨学金など進路決定のための経済的な援助のしくみについての情報等も提供している。

- 3 - (7) - 25 職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

63

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つを実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。
 - イ) 事業主等と密接に連携するなど、職場実習の効果を高めている。
 - ウ) 各種の資格取得を積極的に奨励している。
 - エ) 職場実習に対する実施規程などを作成し、児童の自立支援に取り組んでいる。

- 3 - (7) - 26 児童の年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

64

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 年齢、発達段階に応じて、性についての正しい知識、関心が持てるよう援助している。
 - イ) 性をタブー視せず、児童の疑問や不安に答えている。
 - ウ) 年齢相応で健全な異性との付き合いができるよう配慮している。
 - エ) 年齢に応じた性教育のカリキュラムを用意し、正しい性知識を得る機会を設けている。
 - オ) 性教育についての職員の学習会を実施している。

4 心理的な援助

- 4 - (1) 児童のメンタルヘルスに着目した支援を行っている。

- 4 - (1) - 27 被虐待児童など心理的なケアが必要な児童に対して心理的な支援を行っている。

65

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 心理的な支援を必要とする児童については、サービス実施計画に基づきその解決に向けた心理支援プログラムが策定されている。
 - イ) 心理支援プログラムにおいて個別・具体的方法が明示されており、それ方法により心理的支援が実施されている。
 - ウ) 日常生活の中で、心理的な援助が行える体制ができている。
 - エ) 必要に応じて心理の専門家から直接的支援を受ける体制が整っている。
 - オ) 心理的なケアが必要な児童への対応に関する研修やスーパービジョンが行われている。

5 家族との関係

- 5 - (1) 家族とのつながりに配慮している。

- 5 - (1) - 28 児童相談所等と連携し、児童と家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりができています。 66

【判断基準】

- a) 以下の項目の内7つ以上を実施
- b) 以下の項目の内5つ～6つを実施
- c) 以下の項目の内4つ以下の実施
 - ア) 家族との関係調整については、定例的かつ必要に応じて児童相談所等と協議を行っている。
 - イ) 施設と家族が信頼関係を構築できるよう努めている。
 - ウ) 自立支援計画について、入所後も適宜、家族と確認しあう機会を設けている。
 - エ) 家庭訪問や親との面接などを通じて家族への働きかけを行い、親子関係の継続や修復に努めている。
 - オ) 面会、外出、一時帰宅後の児童の様子を注意深く観察し、家族からの不適切な関わりの発見に努めている。
 - カ) 児童の日常生活の様子について家族に伝えている。
 - キ) 児童に関係する学校、地域、施設等の予定や情報を、家族に随時知らせている。
 - ク) 児童が家族との交流を望む場合、積極的に支援している。

- 5 - (1) - 29 児童と家族の関係づくりのために面会、外出、一時帰省などを積極的にやっている。 67

【判断基準】

- a) 以下の項目の内6つ以上を実施
- b) 以下の項目の内5つを実施
- c) 以下の項目の内4つ以下の実施
 - ア) 面会、外出、一時帰宅については、規程を設けている。
 - イ) 面会、外出、一時帰宅については、規程に基づいて実施している。
 - ウ) 一時帰宅については、児童相談所と協議して行っている。
 - エ) 親子が必要な期間一緒に過ごせるような宿泊設備を施設内に設けている。
 - オ) 児童が家族との交流を希望しない場合にも、その意思を尊重している。
 - カ) 家族等との交流の乏しい児童には、短期里親やボランティア家庭等での家庭生活を短期間体験させるなどの配慮をしている。
 - キ) 被虐待児など配慮の必要な児童については、ケース会議などで検討し、児童相談所と十分な協議の上で、行っている。

6 退所時の対応

V-6-(1) 退所前の援助が適切に行われている。

- 6 - (1) - 30 退所後の社会生活を考慮した援助を行っている。

68

【判断基準】

- a) 以下の項目の内6つ以上を実施
- b) 以下の項目の内5つを実施
- c) 以下の項目の内4つ以下の実施
 - ア) 退所にあたってはケース会議を開催し、児童相談所と協議し、適切な退所時期、退所後の生活等について検討している。
 - イ) 一人での生活体験の場を提供するなど、具体的な体験を通して生活技術を体得できるように援助している。
 - ウ) 早い時期から進学するか、就職するかなど、児童が自己決定するために情報提供を行っている。
 - エ) アルバイトや職場実習などの機会を通じて、社会性の伸長を行っている。
 - オ) 他機関との連携や社会資源の活用など、多角的な援助体制を整備している。
 - カ) 保護者に対して、児童の進路や退所後の援助について、理解と協力が得られるよう働きかけを行っている。
 - キ) 自立への不安に対して適切な援助を行っている。

- 6 - (1) - 31 退所後の社会生活がスムーズに行われるよう退所時に十分な援助を行っている。

69

【判断基準】

- a) 以下の項目の内6つ以上を実施
- b) 以下の項目の内5つを実施
- c) 以下の項目の内4つ以下の実施
 - ア) 保護者の元へ帰る児童については、継続した養育がスムーズに行われるよう、入所中の児童に関する情報を保護者に十分伝えている。
 - イ) 転出証明、学校関係書類、母子健康手帳、健康保険証等必要な書類を返却し、その際に施設と児童が相互に書類上で確認している。
 - ウ) 入所時預かったものがあれば、児童、親、施設が相互に書類上で確認している。
 - エ) 児童や親と連絡が取れるように、退所後の住所や電話番号等を確認している。
 - オ) 児童や親の要請があればいつでも相談にのれる体制であることを伝えている。
 - カ) 退所の際には、保護者や関係機関に迎えに来てもらえるよう働きかけている。
 - キ) 退所の際には、施設全体で祝福し、激励している。

- 6 - (1) - 32 家庭復帰に向けて、児童相談所及び児童と家族への連絡調整機能を果たしている。 70

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 9 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 7 つ～ 8 つを実施
- c) 以下の項目の内 6 つ以下の実施
 - ア) 児童個々の自立（家庭復帰）への目標づくりと達成度の確認を、児童とともにやっている。
 - イ) 児童の成長の様子を、保護者や児童福祉司に定例的に報告している。
 - ウ) 児童の成長、発達に併せた保護者との関係づくりを援助している。
 - エ) 児童の家庭復帰に向けた家族の目標を、施設も共有している。
 - オ) 家庭復帰に際し、施設や学校、地域等の人間関係との分離不安に配慮している。
 - カ) 児童、保護者及び児童相談所への連絡調整の担当職員を決めている。
 - キ) 家庭復帰に向けて、必要に応じて施設内において家族宿泊訓練を行っている。
 - ク) 家庭復帰に向けて、必要に応じて帰宅訓練や試験登校などを実施している。
 - ケ) 家庭支援のために利用できる地域資源について保護者に説明している。
 - コ) 保護者をサポートする親族がいる場合には、親族に援助を求めるように勧めている、あるいは保護者の理解を得て連絡をとっている。
 - サ) 家庭復帰に向けて、復帰先の地域ネットワークづくりに協力している。

- 6 - (1) - 33 児童福祉施設等へ措置変更する場合には、児童と家族、児童相談所及び措置変更先の施設等への連絡調整機能を果たしている。 71

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 児童の措置変更について事前に保護者がきちんと納得できる説明をしている。
 - イ) 措置変更先の施設などを見学させる等、措置変更先の施設等について保護者に情報提供している。
 - ウ) 面会を行う等、措置変更先の施設職員や里親と保護者との関係づくりを援助している。
 - エ) 面会を行う等、児童が措置変更先の施設等にスムーズに適応できるよう援助している。
 - オ) 措置変更の際し、施設や学校、地域等の人間関係との分離不安に配慮している。
 - カ) 児童、保護者、児童相談所及び措置変更先の施設等への連絡調整の担当職員を決めている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内6つ以上を実施
- b) 以下の項目の内5つを実施
- c) 以下の項目の内4つ以下の実施
 - ア) 電話・来園等の機会を通じて、退所した児童の状況を把握するように努めている。
 - イ) 就職先の雇用主との連絡を取り、職場への定着指導に努めている。
 - ウ) 保護者との連絡を取り、家庭に戻った児童が安定して生活できるよう、相談・援助を行っている。また、必要に応じて児童福祉司等、関係者の協力も得ている。
 - エ) 退所後数年が経過した児童についても継続的にアフターケアを行う体制がある。
 - オ) 退所した児童や保護者が相談しやすい雰囲気をつくっている。
 - カ) 必要に応じて再入所させたり自立援助ホームを活用するなどの必要な援助を行っている。
 - キ) 被虐待経験のある児童などに対しては、定期的かつ必要に応じてアフターケアを実施している。

福祉サービスの適切な実施の特記事項

----- ----- ----- ----- -----

福祉サービスの独自性及び向上性

1 福祉サービスの独自性

- 1 - (1) 施設の福祉サービスにおいて独自の取り組みを行っている。

- 1 - (1) - 施設などの機能を活かした独自の福祉サービスに、積極的に取り組んでいる。 73

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つを実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 施設として独自の福祉サービスを展開している。
 - 独自の福祉サービス(事業)の内容 その1 ()
 - イ) 独自の福祉サービス(事業)の内容 その2 ()
 - ウ) 独自の福祉サービス(事業)の内容 その3 ()
 - エ) いずれかの独自の福祉サービスにおいて具体的な実績・成果をあげている。

2 福祉サービスの向上性

- 2 - (1) 施設における福祉サービスの質を向上させている。

- 2 - (1) - 具体的な目標や課題に対して積極的に取り組み、福祉サービスの質を向上させている。 74

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つを実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 具体的な目標や課題を設定し、積極的に取り組んでいる。
 - イ) 具体的な実績・成果をあげ、福祉サービスの質を向上させている。
 - 向上した具体的な目標や課題 その1 ()
 - ウ) 向上した具体的な目標や課題 その2 ()
 - エ) 向上した具体的な目標や課題 その3 ()

福祉サービスの独自性及び向上性の特記事項

福祉サービスの第三者評価基準（母子生活支援施設）

福祉サービスの第三者評価基準の構成

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目
福祉サービスの基本方針と運営管理	1 福祉サービス実施の基本方針 2 サービス実施機関の運営 3 計画の策定 4 職員の資質向上 5 情報公開 6 安全・衛生管理	次頁参照	次頁参照
母子の権利擁護	1 母子の権利擁護		
地域等との関係	1 地域社会との連携 2 福祉人材の育成		
福祉サービス実施過程の確立	1 サービス実施（自立支援）計画の管理 2 サービス実施（自立支援）計画の策定 3 サービスの実施 4 評価・見直し		
福祉サービスの適切な実施	1 援助の基本 2 利用開始時の支援 3 日常生活の援助 4 利用終了時の支援		
福祉サービスの独自性及び向上性	1 福祉サービスの独自性 2 福祉サービスの向上性		

・本基準は、「評価対象」（～）、「評価分類」（1～6）、「評価項目」（(1)～(2)）、「評価細目」（全63項目）から構成される。

- ・「評価対象」：事業者が提供する福祉サービスを対象別・機能別に大別したもの。
- ・「評価分類」：「評価対象」をさらに基本的な機能別にしたもの。
- ・「評価項目」：「評価分類」についての具体的な達成目標であり、実際の評価を行う項目となるもの。
- ・「評価細目」：「評価項目」が求めている達成目標を満たすために、事業者が実施している、又は、実施することが望ましいと考えられる一般的・代表的な状況を細分化したもの。

福祉サービスの基本方針と運営管理

1 福祉サービス実施の基本方針

- 1 - (1) 福祉サービスの実施に関する基本姿勢が明示されている

- 1 - (1) - 施設における福祉サービスの理念に基づくサービス実施機関としての基本方針が明文化されており、その内容も適切である。 1 (は通し番号、以下同じ)

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つ～ 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 福祉サービスの理念が明文化されている。
 - イ) 理念に基づいた基本方針が明文化されている。
 - ウ) 理念には子どもの権利擁護の視点が盛り込まれている。
 - エ) 基本方針には子どもの権利擁護の視点が盛り込まれている。
 - オ) 基本方針には役割や機能などが具体的に記載されている。
 - カ) 理念、あるいは基本方針は、必要に応じて見直されている。

2 サービス実施機関の運営

- 2 - (1) 施設の運営が適切に行われている。

- 2 - (1) - 実施するサービスの質の向上や業務の改善に向けての検討が、定例的に行われ、業務の改善がなされている。 2

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 3 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 2 つを実施
- c) 以下の項目の内 1 つ以下の実施
 - ア) 福祉サービスの質の向上や業務の改善に向けて検討を行うための会議が定例的に開かれている。
 - イ) 質の向上や業務改善に向けた年間を通じて「業務改善提案書」を職員から募集するか、あるいは意見を聴取するためのアンケートなどを定例的に実施している。
 - ウ) 検討結果等に基づいて、実際に業務を改善している。
 - エ) 検討内容や結果が、記録されている。

- 2 - (1) - 施設のサービス内容等について、サービス評価基準を用いて自己評価を行っている。 3

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 3 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 2 つを実施
- c) 以下の項目の内 1 つ以下の実施
 - ア) 定例的に（年に複数回）サービスの自己評価を行っている。
 - イ) さまざまな職種の職員が参加し取り組んでいる。
 - ウ) 改善すべき点や改善方法の検討等について、職員で話し合っている。
 - エ) 「福祉サービスの適切な実施内容」などの評価を行う際には、母子も参加している。

3 計画の策定

- 3 - (1) サービスの質の向上に向けた中・長期的な計画を策定している。

- 3 - (1) - 実施する福祉サービスの質に関する中・長期的な課題や問題点を把握し、それに対する取り組みの計画を策定、評価、見直しを行っている。 4

【判断基準】

- a) 以下の項目の内4つ以上を実施
- b) 以下の項目の内3つを実施
- c) 以下の項目の内2つ以下の実施
 - ア) 実施している福祉サービスの内容や実施体制について分析・検討し、課題や問題点を把握している。
 - イ) 福祉サービスの質の向上に向けて目標を設定し、その目標に向けた取り組みに関する3年間程度の年次計画を策定している。
 - ウ) 中長期計画の策定に向けた検討には、職員が参加している。
 - エ) 実施状況について職員の意見を聞き、その実施過程や結果について評価を行っている。
 - オ) その評価に基づき、本計画の継続や見直し及び新規計画の策定を行っている。

- 3 - (2) サービスの質の向上を意図した事業計画を策定している。

- 3 - (2) - 当該年度の事業計画が適切に策定されており、その実施状況に関する評価を行っている。 5

【判断基準】

- a) 以下の項目の内4つ以上を実施
- b) 以下の項目の内3つを実施
- c) 以下の項目の内2つ以下の実施
 - ア) 実施している福祉サービスの内容や実施体制について分析・検討し、課題や問題点を把握している。
 - イ) 福祉サービスの質の向上に向けて目標を設定し、その目標に向けた取り組みに関する単年度計画を具体的な内容で策定している。
 - ウ) 単年度計画の策定に向けた検討には、職員が参加している。
 - エ) 実施状況について職員や母子の意見を聞き、その実施結果について評価を行っている。
 - オ) その評価を、次年度計画に活かしている。

- 3 - (3) 地域住民や関係機関等の福祉に対するニーズに対応している。

- 3 - (3) - 地域や関係機関等の福祉ニーズを把握するための取り組みを行い、それに基づき新たな事業展開を図っている。 6

【判断基準】

- a) 以下の項目の内3つ以上を実施
- b) 以下の項目の内2つを実施
- c) 以下の項目の内1つ以下の実施
 - ア) 地域の福祉ニーズを把握するための取り組みを行っている。
 - イ) 関係機関等の福祉ニーズを把握するための取り組みを行っている。
 - ウ) 把握した福祉ニーズに基づき、新たな事業の企画や実施の時には、母子に対して説明し、その意向を尊重している。
 - エ) 把握した福祉ニーズに基づいて、可能なものについては自施設における新たな事業に加えるなどの展開を図っている（準備を行っている）。

事業の内容：（ ）

4 職員の資質向上

- 4 - (1) 職員の資質向上に向けた基本姿勢を確立している。

- 4 - (1) - 職員の資質向上に向けた基本姿勢が確立している。 7

【判断基準】

- a) 以下の項目の内5つ以上を実施
- b) 以下の項目の内3つ～4つを実施
- c) 以下の項目の内2つ以下の実施
 - ア) 職員の知識や技術等の修得に関する施設の目標を明文化している。
 - イ) その達成に向けて研修を推進するための担当者を設置している。
 - ウ) 職員一人ひとりの自己評価を実施し、職員としての自己目標を明確化している。
 - エ) 職員の資質向上のための資料・文献・情報を職員が活用できる体制となっている。
 - オ) 学会・各種研修・研究会等に職員を参加させている。
 - カ) 職業倫理の確立に向けた取り組みを実施している。

- 4 - (2) 職員の研修体制が確立している。

- 4 - (2) - 職員の研修ニーズを踏まえた研修計画に基づく研修機会を確保している。 8

【判断基準】

- a) 以下の項目の内5つ以上を実施
- b) 以下の項目の内4つを実施
- c) 以下の項目の内3つ以下の実施
 - ア) 職員ひとり一人について、どのような資質・技術を修得する必要があるか分析、検討が行われ、各自の研修目標を明確化している。
 - イ) それを踏まえた職員各自の研修計画が策定されている。
 - ウ) 施設全体の年間研修計画が策定されている。
 - エ) 職場内研修・訓練を定例的に実施している
 - オ) 外部の研修会に積極的に参加している。
 - カ) 職員が外部の研修会等に参加した場合には、他の職員に還元させている。
 - キ) 研修成果の評価が行われ、次の研修計画に反映されている。

- 4 - (3) 職員に対するスーパービジョン体制が整備されている。

- 4 - (3) - 職員に対するスーパービジョン（訓練、指導、精神的援助等）が定例的かつ必要に応じて行われている。 [9]

【判断基準】

- a) 以下の項目の内3つ以上を実施
- b) 以下の項目の内2つを実施
- c) 以下の項目の内1つ以下の実施
 - ア) 職員に対するスーパービジョンを定例的に行っている。
 - イ) 職員がいつでも相談できるスーパービジョン担当者が施設内にいる。
 - ウ) 必要なときには外部の専門家、福祉事務所、児童相談所の支援を受けられる体制を整備している。
 - エ) スーパーバイザーは、職員からの信頼が得られるよう、研修に参加するなど資質の向上に努めている。

5 情報公開

- 5 - (1) 適切な情報公開に対する取り組みを行っている。

- 5 - (1) - 施設に関する情報・サービス等をわかりやすく適切に公開している。 [10]

【判断基準】

- a) 以下の項目の内4つ以上を実施
- b) 以下の項目の内3つを実施
- c) 以下の項目の内2つ以下の実施
 - ア) 施設の運営理念・方針、公開可能な理事会議事録や運営予算等について、利用者や地域の関係機関等に公開している。
 - イ) 年報のような事業報告書等の閲覧が可能である。
 - ウ) 開示基準や具体的な方法に関する規程を整備している。
 - エ) その規程に基づいて情報開示を行っている。
 - オ) 情報を公開するにあたっては、相手にわかりやすく伝わるよう求められた内容について説明をしたり、インターネットを活用する等の工夫や配慮をしている。

6 安全・衛生管理

- 6 - (1) 安全管理・事故防止、衛生管理のための取り組みを行っている。

- 6 - (1) - 安全管理と事故防止について、積極的に取り組んでいる。 [11]

【判断基準】

- a) 以下の項目の内6つ以上を実施
- b) 以下の項目の内4つ～5つを実施
- c) 以下の項目の内3つ以下の実施
 - ア) 安全管理や事故防止に関するマニュアルを作成し、周知している。
 - イ) 安全管理や事故防止に関するマニュアルを定例的に見直している。
 - ウ) 安全管理や事故防止に関する内部研修・訓練（避難訓練を含む）を定例的に行っている。
 - エ) 安全対策の一環として建物設備や遊具等の点検を行っている。
 - オ) 施設内外の危険箇所について把握し、その安全対策を講じている。
 - カ) 万一事故が発生した場合には、事故の原因を明らかにして対策を検討し、事故防止に役立てている。
 - キ) 事故については、原因・対策等について、記録に残している。

ク) 職員の宿直体制が整っている。

- 6 - (1) - 施設内の衛生管理を十分に行っている。 12

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つ～ 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 施設の実態に合わせた衛生管理に関するマニュアルを策定し、周知している。
 - イ) 衛生管理に関するマニュアルをマニュアルを定例的に見直している。
 - ウ) 害虫駆除を実施している。
 - エ) 調理器具や食器の洗浄・殺菌を行っている。
 - オ) 飲用水の水質検査を定例的にやっている。
 - カ) 共用部分の清掃や消毒、ごみ処理を行っている

- 6 - (1) - 母子の安全確保のための防犯について、積極的に取り組んでいる。 13

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 安全確保に関するマニュアルを作成し、周知している。
 - イ) 防犯のための避難訓練等を実施している。
 - ウ) 施設周辺等における不審者等の情報について、日頃から地域や警察等の関係機関と連携して、情報を速やかに把握できる体制をとっている。
 - エ) 地域に開かれた施設づくりは危険に関する情報の収集や緊急時の支援にもつながることから、徒らに施設開放に消極的にならないよう努めている。
 - オ) 施設開放に当たっては、利用者にパンフレットを配布するなどして、安全への配慮を行っている。
 - カ) 不審者の立入等、緊急時の安全確保に対する体制が整っている。
 - キ) 母子が犯罪や事故の被害から自分を守るため、戸外での行動にあたって遵守すべき事項について、施設は母子に指導している。

福祉サービスの基本方針と運営管理の特記事項

----- ----- ----- ----- -----

母子の権利擁護

1 母子の権利擁護

- 1 - (1) 常に母子の最善の利益について熟考し、母子の権利を擁護している。

- 1 - (1) - 施設長は、母親と子どもの権利擁護への取り組みを積極的に行っている。

14

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 8 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 6 つ～ 7 つを実施
- c) 以下の項目の内 5 つ以下の実施
 - ア) 児童の権利条約など権利擁護に関する情報を、収集・把握している。
 - イ) 権利擁護に関する施設内外の研修に施設長自らが参加している。
 - ウ) ケース会議等に出席し、必要に応じて助言・指導を行っている。
 - エ) 定例的にケース記録に目を通し、適宜、必要な助言を行っている。
 - オ) 特に配慮を要する母子について、職員より随時経過を報告させ、適切な助言・指導を行っている。
 - カ) 母子からの不服や意見を、施設長が把握している。
 - キ) 母子に対する権利侵害を是認する職員に対して、施設長が厳しい指導を行っている。
 - ク) 施設長は、子どもに対して定期的に「施設生活についてのアンケート調査」を実施する等、児童の権利擁護の姿勢が施設全体に行き渡るような具体的な取り組みを行っている。
 - ケ) 児童の権利条約など児童の権利擁護に関する情報を、子どもに周知している。
 - コ) いわゆる権利ノート等を配布するなど、母子自身に権利を伝え、人権侵害の起こらない施設づくりをしている。
 - サ) 母親に対する権利擁護の姿勢が施設全体に行き渡るような具体的な取り組みを行っている。

- 1 - (1) - 職員は、母親と子どもの権利擁護への取り組みを積極的に行っている。

15

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 7 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 5 つ～ 6 つを実施
- c) 以下の項目の内 4 つ以下の実施
 - ア) 児童の権利条約など権利擁護に関する情報を、収集・把握している。
 - イ) 権利擁護に関する外部研修会に積極的に参加している。
 - ウ) すべての職員は人権侵害の行為の禁止についてよく理解している。
 - エ) 児童の権利擁護の姿勢が施設全体に行き渡るような具体的な取り組みを行っている。
 - オ) すべての職員は人権侵害の行為の禁止についてよく理解し、行わないように徹底している。
 - カ) 児童の権利を擁護する姿勢が施設全体に行き渡るような、具体的な取り組みを行っている。
 - キ) 常に「児童の最善の利益」の観点に立ち、子どもを擁護している
 - ク) 常に「母親の最善の利益」の観点に立ち、母親の権利を擁護している。
 - ケ) 母親の個性を尊重し、母親の希望や意見に最大限の配慮を払っている。

- 1 - (1) - 施設生活全般について、子どもが自由に意見を表明する機会を設け、それに
応えている。 16

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 子どもの個性を尊重し、子どもの希望や意見に可能な限り応えている。
 - イ) 子どもが自由に意見を表明できるよう、子どもと職員の信頼関係づくりに取り組んでいる。
 - ウ) 普段の子どもの表情や態度からも意見を読み取るよう取り組んでいる。
 - エ) 子どもの発達段階や能力によって十分に意思を表明できにくい子どもや幼児などに対して、職員が代弁者としての役割を果たすよう努めている。
 - オ) 日常生活の場面で、生活場面面接を実施するなど、子どもから意見を引き出せるよう取り組んでいる。
 - カ) すぐに応えることが難しい事柄でも、職員会議で話し合う等取り組んでいる。
 - キ) 子どもの希望に応えられない事柄については、その理由をその都度子どもに説明して、理解を求めている。

- 1 - (1) - 施設生活全般について、母親が自由に意見を表明する機会を設け、それに
応えている。 17

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つ～ 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 母親の個性を尊重し、母親の希望や意見に可能な限り応えている。
 - イ) 母親が自由に意見を表明できるよう、母親と職員の信頼関係づくりに取り組んでいる。
 - ウ) 日常生活の場面で、生活場面面接を実施するなど、母親から意見を引き出せるよう取り組んでいる。
 - エ) 普段の母親の表情や態度からも意見を読み取るよう取り組んでいる。
 - オ) すぐに応えることが難しい事柄でも、職員会議で話し合う等取り組んでいる。
 - カ) 母親の希望に応えられない事柄については、その理由をその都度母親に説明して、理解を求めている。

- 1 - (1) - 子ども自身が、自分たちの生活全般について、自主的に考える活動（施設
内の自治会活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。 18

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 子ども自身が自分たちの生活全般について自主的・主体的な取り組みができるような活動（施設内の自治会活動等）を実施している。
 - イ) 子どもが問題や課題について主体的に検討し、その上で取り組み、実行、管理するといった内容を含んだ活動をしている。
 - ウ) 活動における目標実現に向かって発展していくように支援している。
 - エ) 活動を通して、子どもの自己表現力、自律性、責任感などが育つように支援している。
 - オ) 活動で決定した要望等については、可能な限り応えている。

- 1 - (1) - 母親自身が、自分たちの生活全般について、自主的に考える活動（自治会活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。 [19]

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 母親自身が自分たちの生活全般について自主的・主体的な取り組みができるような活動（自治会活動等）を実施している。
 - イ) 母親が問題や課題について主体的に検討し、その上で取り組み、実行、管理するといった内容を含んだ活動をしている。
 - ウ) 活動における目標実現に向かって発展していくように支援している。
 - エ) 活動を通して、母親の自己表現力、自律性、責任感などが育つように支援している。
 - オ) 活動で決定した要望等については、可能な限り応えている。

- 1 - (1) - 施設の行う援助について事前に説明し、母子が選択（自己決定）できるように支援している。 [20]

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 施設の提供する援助の内容・方法について事前に母親に十分説明している。
 - イ) 母親の自己決定の重要性について職員全員が十分認識している。
 - ウ) 母子に必要な情報を提供し、子どもが主体的に選択できるようにしている。
 - エ) 子どもの発達段階や能力に応じて自己決定できる力量形成に取り組んでいる
 - オ) 母親と子どもの決定が異なる場合、要請があれば調整している。

- 1 - (1) - 母子のプライバシーの保護に配慮している。 [21]

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 3 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 2 つを実施
- c) 以下の項目の内 1 つ以下の実施
 - ア) プライバシー尊重の方針を職員に徹底するなど、施設全体で母子のプライバシー保護に取り組んでいる。
 - イ) 身体的な特徴や家族の状況等、個人に関する情報を漏らさないようにしている。
 - ウ) 居室には、許可なく立ち入らないようにしている。
 - エ) 利用者間のうわさや苦情等について漏らさないようにしている。

- 1 - (1) - 母子に職員による体罰を行わないよう徹底している。 22

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 「就業規則」等の規程に体罰の禁止を明記している。
 - イ) 具体的な例を示して体罰を禁止している。
 - ウ) 体罰の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、体罰を伴わない援助技術を習得できるようにしている。
 - エ) 体罰の禁止を職員に徹底するため、日常的に会議等で体罰を取り上げ、行われていないことを確認している。
 - オ) 自傷他害行為などを制止するための方法について検討し、適切に対応している。
 - カ) 体罰があった場合を想定して、施設長が職員と母子の双方にその原因や体罰の方法・程度など事実確認をし、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うしくみがとられている。
 - キ) 職員による体罰の禁止について、母子に周知している。

- 1 - (1) - 母子に対する暴力、言葉による脅かし等の不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。 23

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 7 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 5 つ～ 6 つを実施
- c) 以下の項目の内 4 つ以下の実施
 - ア) 暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切な関わりの防止について、具体的な例を示し、職員に徹底している。
 - イ) 不適切な関わりの防止について、具体的な例を示して、母子に周知している。
 - ウ) 不適切な関わりに迅速に対応できるように、子どもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。
 - エ) 不適切な関わりの防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。
 - オ) 不適切な関わりの起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、これによらない援助技術を習得できるようにしている。
 - カ) 不適切な関わりの防止の視点から、職員体制（配置や担当の見直し等）を検討している。
 - キ) 不適切な関わりの防止の視点から、密室・死角等の建物構造の点検と改善を行っている。
 - ク) 不適切な関わりを発見した場合には、記録し、必ず管理職等に報告することが明文化されている。
 - ケ) 不適切な関わりがあった場合を想定して、施設長が職員と母子の双方にその原因や方法・程度など事実確認をし、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うようしくみがとられている。
 - コ) 母子が自分自身を守るための知識、具体的方法を学習する機会を設けている。

- 1 - (1) - 母子からの要望などを検討したり、不満や不服を解決したりする仕組みが確立されている。 24

【判断基準】

- a) 以下の項目の内7つ以上を実施
- b) 以下の項目の内5つ～6つを実施
- c) 以下の項目の内4つ以下の実施
 - ア) 施設における不満や不服を解決する仕組みについて明文化している。
 - イ) 第三者が参加する苦情解決委員会等を設置している。
 - ウ) 意見箱の設置等、要望、不満、不服等を受け付ける仕組みを整えている。
 - エ) 要望、不満、不服等の意見は記録し、必ず管理職に伝えることが明文化されている。
 - オ) 施設における不満や不服を解決する仕組みについて、口頭と文書双方により母子に周知している。
 - カ) 出された要望については真摯な態度で迅速に検討を行っている。またすぐに応えることが難しい事柄でも職員会議で話し合う等取り組んでいる。
 - キ) 対応可能な場合にはできる限り速やかに対応するとともに、対応不可能な場合にはその理由等について母子への詳細な説明や報告がなされている。
 - ク) 要望、不満、不服の内容について職員会議等で検討し、サービスの改善に活かしている。
 - ケ) 必要な場合には、福祉事務所の職員を交えて、不満や不服の解決を図っている。
 - コ) 不満や不服の解決に関するデータを蓄積し、過去の経験を活かしている

- 1 - (1) - 施設生活に対する要望、不満、不服など、母子の意見を聞くための取り組みを行っている。 25

【判断基準】

- a) 以下の項目の内5つ以上を実施
- b) 以下の項目の内4つを実施
- c) 以下の項目の内3つ以下の実施
 - ア) 母親が施設生活に対する要望、不満、不服等の意見を表明しやすい雰囲気づくりに取り組んでいる。
 - イ) 母親と懇談する機会を持ち、不満、要望、希望等を聞いている。
 - ウ) 要望、不満、不服等の意見を聞いた場合には、その内容について丁寧に耳を傾けた上で、必ず事実確認を行っている。
 - エ) 施設生活に対する要望、不満、不服を福祉事務所の職員や外部の主任児童委員等に相談できることを母子に伝えている。
 - オ) 母子の要望、不満、不服などを聴取し、サービスの質の向上を図るための懇談会等を定例的に開いている。
 - カ) 母子自身が不満や問題を主体的に話し合う機会がある。
 - キ) 母親の個性を尊重し、希望や意見に最大限の配慮を払っている。

- 1 - (1) - 母親・子ども個人の思想や信教の自由は、他の母子の権利を妨げない範囲で保障されている。 26

【判断基準】

- a) 以下の項目の内3つ以上を実施
- b) 以下の項目の内2つを実施
- c) 以下の項目の内1つ以下の実施
 - ア) 施設において宗教的活動を強要していない。
 - イ) 個別的な宗教活動は尊重している
 - ウ) 利用者の宗教的活動において他の母子の権利を妨げないように配慮している。
 - エ) 母親の宗教的活動によってその子どもの権利が損なわれないよう配慮している。

母子の権利擁護の特記事項

地域等との関係

1 地域社会との連携

- 1 - (1) 地域とのつながりを強めるための取り組みを行っている。

- 1 - (1) - 地域活動への参加や支援等、施設が地域の一員としての役割を果たしている。 27

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 施設に対する理解を推進するため、定例的・継続的に発行している広報紙を地域へ配布するなどによって、広報啓発活動を十分に実施している。
 - イ) 町内会、児童会、老人会など地域の諸団体と連絡をとり、施設の行事に地域住民を招待している。
 - ウ) 施設の職員や母子が町内会や児童会等、地域の諸団体の役員等として活動している。
 - エ) 地域へ施設を開放するための規定を設け、施設のスペースを開放し、地域の活動の場として提供している。
 - オ) 法人や施設を支える会、後援会等を組織し、施設サービスの趣旨に賛同した地域の人々から支えられている。

- 1 - (1) - ボランティアを受け入れるための体制が整備されている。 28

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) ボランティアの受け入れに関し、施設としての基本的な考え方や方針が明文化されている。
 - イ) ボランティアの受け入れにあたり、担当者を配置している。
 - ウ) ボランティアに対して必要な事前説明をしている。
 - エ) ボランティアの受け入れについて、広報が行われている
 - オ) ボランティアの登録が行われている
 - カ) ボランティアの受け入れについて、記録が整備されている。
 - キ) 母子にボランティアについて説明している。

- 1 - (2) 地域の社会資源との連携が確保されている。

- 1 - (2) - 必要な社会資源を明確にし、関係機関・団体等との連携を図るための取り組みを行っている。 29

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つ～ 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 施設の役割や機能を達成するために必要となる関係機関・団体等のリスト化を行っている。
 - イ) 関係機関との連携の担当者が決められている。
 - ウ) 関係機関とのかかわり方（対応マニュアル等）を明確にしている。
 - エ) 関係機関とは定期的に情報交換のための連絡会を開催している
 - オ) 必要に応じて、関係機関や地域内諸施設と事例検討会を実施している
 - カ) 関係機関とは、日頃から情報交換や行事への相互参加等の交流を行っている。

2 福祉人材の育成

- 2 - (1) 実習生の受け入れが適切に行われている。

- 2 - (1) - 実習生を受け入れるための体制が整っている。 30

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つ～ 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 実習生の受け入れに対する機関としての基本的な考え方や方針が明文化されている。
 - イ) 実習生の受け入れにあたり、実習担当者を配置している。
 - ウ) 実習生の受け入れにあたり、説明用資料を作成し、オリエンテーションを行っている。
 - エ) 実習目的に応じた効果的な実習が行われるためにプログラム等を工夫をしている。
 - オ) 実習生にスーパービジョンや反省会等を実施している。
 - カ) 実習校との連携を密にしている。

- 2 - (1) - 実習生の受け入れにあたり、母子の意向を尊重している。 31

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 3 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 2 つを実施
- c) 以下の項目の内 1 つ以下の実施
 - ア) 実習生を受け入れるにあたり、母子の意向を聞いている。
 - イ) 母子の意向を踏まえ、対応できることについては対応している。
 - ウ) 掲示や会合等の場あるいは保護者会等においても報告するなど、母子にあらかじめ伝えるための取り組みを行っている。
 - エ) 実習生を忌避する母子等に対する配慮を行っている。

地域等との関係の特記事項

福祉サービス実施過程の確立

1 サービス実施（自立支援）計画の管理

- 1 - (1) サービス実施（自立支援）計画に関する責任体制が明確である。

- 1 - (1) - サービス実施（自立支援）計画の作成、実施及び評価（見直し）に際して、責任体制や関係機関との連携が確立している。 32

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つ～ 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 母子一人ひとりのサービス実施（自立支援）計画の作成を統括し、その実施状況を総合的に把握、管理する責任者を定めている。
 - イ) 関係職員の連携のもとに策定している。
 - ウ) 福祉事務所との連携のもとに策定している。
 - エ) 必要に応じて関係機関と協議し、策定している。
 - オ) 定例的にケース会議を行っている。
 - カ) 特に配慮を要する課題が発生した場合など必要に応じてケース会議を行っている。

- 1 - (2) 母子やその家族を尊重したサービス実施（自立支援）計画を作成している

- 1 - (2) - サービス実施（自立支援）計画の作成や見直しにおいて、母子や保護者の意向に配慮し、「説明」と「同意」を徹底している。 33

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) サービス実施（自立支援）計画の作成や見直しにおいて、子どもの発達段階や能力に応じた意向であることへの考慮をした上で、母子の意向を記録し配慮している。
 - イ) 幼児など代弁者が必要な場合には代弁機能を確保している。
 - ウ) サービス実施（自立支援）計画の作成や見直しにおいて、母親の適正な意向を配慮している。
 - エ) 母親に説明し、同意を得ている。
 - オ) 子どもに説明し、同意を得ている。

2 サービス実施（自立支援）計画の策定

- 2 - (1) 母子一人ひとりについてアセスメントを行い、サービス実施（自立支援）計画を策定している。

- 2 - (1) - 母子一人ひとりについてアセスメントを行い、それに基づき具体的な目標とサービス実施（自立支援）計画を策定している。 34

【判断基準】

- a) 以下の項目の内3つ以上を実施
- b) 以下の項目の内2つを実施
- c) 以下の項目の内1つ以下の実施
 - ア) 一人ひとりの母子について、発達状況や生活状況といった必要な情報の確認を行っている。
 - イ) 必要な情報の不足や疑義のある情報がある場合には、福祉事務所と協議し情報収集や確認を行っている。
 - ウ) 把握できた情報に基づき、総合的な分析・検討により優先的・重点的な課題を具体的に明示している。
 - エ) 母子一人ひとりのアセスメントに基づき、具体的な目標とサービス実施計画を立てている。

3 サービスの実施

- 3 - (1) 機関が行うサービスの標準化と記録の整備が図られている。

- 3 - (1) - 機関における個々のサービスについて、標準的な自立支援（養育）要領や方法が定められ、その実施に関わる記録が整備されている。 35

【判断基準】

- a) 以下の項目の内4つ以上を実施
- b) 以下の項目の内3つを実施
- c) 以下の項目の内2つ以下の実施
 - ア) サービスの一貫性や一定水準を確保し、職員間で格差が生じないようにするために、職員間で共有されるべき標準的な自立支援（養育）要領や方法が定められている。
 - イ) 原則として要領等に基づき実際のサービス実施が展開されている。
 - ウ) 標準的な自立支援（養育）要領や方法について定例的に検証し、必要な場合には見直しを行っている。
 - エ) 一人ひとりの母子について、そのサービス実施（自立支援）計画の実施状況が記録されている。
 - オ) 記録は、母子の状況及びサービス実施状況の変化等について把握できる内容となっている。

4 評価・見直し

- 4 - (1) サービスの実施に関する評価及び見直しを行っている。

- 4 - (1) - サービスの実施状況に関する評価（振り返り）がなされ、これに基づいてサービス実施（自立支援）計画の見直しが行われている。 36

【判断基準】

- a) 以下の項目の内3つ以上を実施
- b) 以下の項目の内2つを実施
- c) 以下の項目の内1つ以下の実施
 - ア) 母子の情報を踏まえ、定例的かつ必要に応じて、設定されている目標に対する実施・達成状況を評価している。
 - イ) 評価は、多くの他職種の職員の評価を総合して行っている。
 - ウ) 母子の年齢や能力等に応じて母子自身に自己評価をさせており、それを参考に行っている。
 - エ) 評価に基づいて、サービス実施（自立支援）計画の見直しが行われている。

福祉サービス実施過程の確立の特記事項

----- ----- ----- ----- -----

福祉サービスの適切な実施

1. 援助の基本

-1-(1) 母子の自立支援に対する基本的な姿勢について配慮し、援助している。

-1-(1)- 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、常に個々の子どもの発達段階や課題に考慮した援助を行っている。 37

【判断基準】

- a) 以下の項目の内6つ以上を実施
- b) 以下の項目の内4つ～5つを実施
- c) 以下の項目の内3つ以下の実施
 - ア) 子どもに対する受容的・支持的関わりを心がけている。
 - イ) 個々の子どもの気持ちを汲み取っている。
 - ウ) 職員と子どもが個別的にふれあう時間を確保している。
 - エ) 小集団での保育・養育が行われている。
 - オ) 子どもからの相談を引き出せるように働きかけを意識的に行っている。
 - カ) 子どもに問題行動等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題を把握に努めている。
 - キ) 個々の子どもの状況に応じて、日課は柔軟に対応できる体制となっている。
 - ク) 子どもを生活に束縛するような管理や操作をしていない。

-1-(1)- 母親と職員との間に信頼関係を築き、母親の自立支援に配慮した適切な援助を徹底している。 38

【判断基準】

- a) 以下の項目の内5つ以上を実施
- b) 以下の項目の内4つを実施
- c) 以下の項目の内3つ以下の実施
 - ア) 母親と職員との関係においては信頼関係が構築できるよう配慮し努めている。
 - イ) 母親に対して、命令口調や自尊心を傷つける言葉遣いをしないよう職員が徹底している。
 - ウ) 母親の相談を引き出せるような働きかけを職員が意識的に行っている。
 - エ) 母親の生活観・人生観・子育て観を尊重し、受容的・支持的関わりに心がけている。
 - オ) 母親の自己実現を支援している。
 - カ) 母親が自ら抱えている課題を見極め、解決に向かえるように十分な相談支援を行っている。
 - キ) 母親に対する性的な言動を行わない等、セクシャルハラスメントの防止を徹底している。

-1-(1)- 職務上職員が知り得た個人情報について、秘密保持を徹底している。 39

【判断基準】

- a) 以下の項目の内5つ以上を実施
- b) 以下の項目の内3つ～4つを実施
- c) 以下の項目の内2つ以下の実施
 - ア) 個人情報の取扱いや守秘義務について、規程を定め、管理できる体制ができている。
 - イ) ケース記録等の個人情報については、鍵のかかる場所に保管している。
 - ウ) 個人情報の取扱いや守秘義務について、職員が周知している。
 - エ) ボランティア・実習生・見学者の受け入れに際しては、プライバシーの保護について方針を示し、それが確実に守られている。
 - オ) 個人情報の取扱いに関する研修に参加している。
 - カ) 利用者間のうわさや苦情等を、漏らさないことを徹底している。

-1-(1)- 適切な母子の援助を行うため、職員間で打ち合わせをするなど引き継ぎ体制が確立している。 40

【判断基準】

- a) 以下の項目の内3つ以上を実施
- b) 以下の項目の内2つを実施
- c) 以下の項目の内1つ以下の実施
 - ア) 母子の状況の変化等に関する情報が、担当職員や責任者に確実に伝達されるための体制を整備している。
 - イ) ひとり一人の母子について、担当者間で書面と口頭の両方による引継が行われている。
 - ウ) 母子や施設全体の動きについて、施設全体に情報が行き渡るように、書面と口頭の両方による引継が行われている。
 - エ) 引き継ぎ事項が母子等に漏洩しないような配慮をしている。

2 利用開始時の支援

- 2 - (1) 利用開始前の援助が適切に行われている。

- 2 - (1)- 福祉事務所と連携しながら、家庭の状況を把握し、受け入れ準備を行っている。 41

【判断基準】

- a) 以下の項目の内4つ以上を実施
- b) 以下の項目の内3つを実施
- c) 以下の項目の内2つ以下の実施
 - ア) 福祉事務所と連携して、支援に必要な母子及びその家族に関する情報を得ており、不十分な場合にはすぐに補完している。
 - イ) 入所前協議を行い、入所予定母子の受け入れ準備や初期の援助について検討している。
 - ウ) 入所前の見学などに適切な対応をしている。
 - エ) 施設全体が入所予定の母子との出会いを楽しみに受け入れ準備を行っている。
 - オ) 協議において決まった担当職員は、繊細な配慮により、他の母子に対する気配りや居室の表札や郵便受けに名前を入れる等の準備を行っている。

- 2 - (2) 施設利用時の援助が適切に行われている。

- 2 - (2) - 施設利用の際に、母子に対して適切な情報提供を行うなど、母子の不安を解消し、施設生活を理解できるよう適切な支援を行っている。 42

- a) 以下の項目の内 6 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つ～ 5 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 母子が入所することを歓迎している温か味のある雰囲気の中で、母子に安心感を与えるような配慮がなされている。
 - イ) 母子の長所・能力、日常生活の癖、食べ物の好き嫌い、病歴等、支援にあたって留意すべき情報を得ている。
 - ウ) 施設での生活について、パンフレット・ビデオ等を用いて、本人や家族等に対して年齢や発達段階に応じて分かりやすく説明している。
 - エ) 母子に施設の運営方針、援助方針とともに、面会、帰宅、外出、外泊等の規則について具体的に説明し、同意を得ている。
 - オ) 生活マップを作成する等、施設周辺の地域情報を得られるようにしている。
 - カ) 母子の希望や意見を引き出せるような言葉遣いを心がけるなど、母子の希望を引き出そうとする態度が職員に行き渡っている。
 - キ) 預かるものがある場合には、施設と母子が相互に書類上で確認している。
 - ク) 施設利用開始時などの心理的不安定期には、心理面での支援を十分に行っている。

3 日常生活の援助

- 3 - (1) 日常生活に対する適切な援助を行っている。

- 3 - (1) - 母親や子どものニーズに応じた保育サービスを行っている。 43

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 保育所に通所していない乳幼児を対象とした施設内保育を行っている。
 - イ) 早朝、夜間など、保育所の保育時間外の保育を行っている。
 - ウ) 休日保育を行っている。
 - エ) 病弱児保育を行っている。
 - オ) 必要に応じて、保育所の送迎を行っている。
 - カ) 日誌などの施設内における保育の記録を整備し、育児支援に役立てている。
 - キ) 乳幼児突然死症候群の予防に配慮した保育を行っている。

- 3 - (1) - 子どもの学習環境の整備を行い、必要に応じて学習支援を行っている。 44

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 個々の学力を把握し、必要に応じた学習支援を行っている。
 - イ) 長期休暇中の補習、宿題援助を行っている。
 - ウ) 進学のための学習指導や進路相談を行っている。
 - エ) 学習指導のためにボランティア等の協力を得ている。
 - オ) 辞書や学習参考書を備えている。

- 3 - (1) - 就学児の日常生活上の支援を適切に行っている。 45

【判断基準】

- a) 以下の項目の内5つ以上を実施
- b) 以下の項目の内4つを実施
- c) 以下の項目の内3つ以下の実施
 - ア) 学齢期の子どもが放課後過ごすことのできる場所がある。
 - イ) 学齢期の子どもが放課後過ごすためのプログラムが用意されている。
 - ウ) 子どもに日常生活上必要な知識や技術を伝えるよう遊びや行事等を意識的に展開している。
 - エ) 子どもの友達が遊びに来やすいように配慮をしている。
 - オ) 母親に対して、子どもの病気やケガ等の際の対応について予め説明している。
 - カ) 病気やケガ等で学校を欠席している子どもがいる場合には、必要に応じて服薬の声かけや、通院の付き添いなどを行っている。
 - キ) 不登校・非行等学校不適應の子ども等がいる場合、母親との協議のもとに学校と情報交換をする等、十分な連携をしている。

- 3 - (1) - 子どもと母親との関係調整を必要に応じて行っている。 46

【判断基準】

- a) 以下の項目の内4つ以上を実施
- b) 以下の項目の内3つを実施
- c) 以下の項目の内2つ以下の実施
 - ア) 母親の子どもに対する悩みや不安を受け止め、相談に応じている。
 - イ) 子どもの母親に対する不満や悩みを受け止め、相談に応じている。
 - ウ) 子どもと母親の考え方が異なる場合、相談に応じ調整をしている。
 - エ) 子どもの進学・進路等について、子どもと母親の考え方が異なる場合、相談に応じ調整をしている。
 - オ) 子どもと母親の将来設計が異なる場合、必要に応じて調整している。

- 3 - (1) - 子どもと家族、友人関係等との関係調整を必要に応じて行っている。

47

【判断基準】

- a) 以下の項目の内3つを実施
- b) 以下の項目の内2つを実施
- c) 以下の項目の内1つ以下の実施
 - ア) 父親との関わり方について、子どもからの相談に応じ、調整している。
 - イ) 祖父母等その他の家族との関わり方について、子どもからの相談に応じ、調整している。
 - ウ) 友人関係について、子どもからの相談に応じ調整している。

- 3 - (1) - 母親と夫との関係調整のための支援を行っている。 48

【判断基準】

- a) 以下の項目の内3つを実施
- b) 以下の項目の内2つを実施
- c) 以下の項目の内1つ以下の実施
 - ア) 夫、前夫、内夫、子の父との関係について母親からの相談に応じている。
 - イ) 婚姻関係の調整に関する相談に応じている。
 - ウ) 離婚手続き等について法律相談への紹介や必要に応じて家庭裁判所への同行などを行っている。

- 3 - (1) - 母親と他者との関係調整のための支援を行っている。 49

【判断基準】

- a) 以下の項目の内3つ以上を実施
- b) 以下の項目の内2つを実施
- c) 以下の項目の内1つ以下の実施
 - ア) 親族との関係修復の支援を行っている。
 - イ) 必要に応じて、施設内の他の母子との関係づくりの支援を行っている。
 - ウ) 同居していない子ども（他施設に入所している・親族に預けている等）の養育に関する相談に応じている。
 - エ) 関係機関とのトラブルに対する関係調整を行っている。

- 3 - (1) - 母親の子育てに関する不安を受け止め、必要な助言、援助を行っている。 50

【判断基準】

- a) 以下の項目の内3つ以上を実施
- b) 以下の項目の内2つを実施
- c) 以下の項目の内1つ以下の実施
 - ア) 子育てに関する母親の不安や悩み等の発見に努めている。
 - イ) 虐待や不適切な関わりの発見に努め、必要に応じて介入・見守りを行っている。
 - ウ) 子どもの健康管理について相談・助言、援助等を行っている。
 - エ) 要請や必要に応じて、子育ての方法について助言を行っている。

- 3 - (1) - 母親が病気の時の支援を適切に行っている。 51

【判断基準】

- a) 以下の項目の内5つ以上を実施
- b) 以下の項目の内3つ～4つを実施
- c) 以下の項目の内2つ以下の実施
 - ア) 必要な場合には母親の看病を行っている。
 - イ) 母親が病気の時や通院時等に子どもを保育している。
 - ウ) 食材の買出し、調理補助等の支援を行っている。
 - エ) 受診、通院等についての相談・助言、介助、同行等を行っている。
 - オ) 精神保健に関する専門家との連携を行っている。
 - カ) 受診や服薬が必要な場合、母子にその必要性を説明・助言している。

- 3 - (1) - 必要に応じ、母子への家事支援や生活習慣獲得の支援を行っている。 52

【判断基準】

- a) 以下の項目の内4つ以上を実施
- b) 以下の項目の内3つを実施
- c) 以下の項目の内2つ以下の実施
 - ア) 衣服の清潔保持等、衣生活の習慣獲得の支援を行っている。
 - イ) 入浴等、衛生管理の習慣獲得の支援を行っている。
 - ウ) 栄養管理等、食生活の習慣獲得の支援を行っている。
 - エ) 部屋の清掃等、住生活の習慣獲得の支援を行っている。
 - オ) 自立に必要な家計の設計や貯蓄の方法について支援している。

- 3 - (1) - 母子の社会的自立を目指し、十分な相談体制をとっている。 53

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 夜間・休日でも母子の相談に応じられる体制をとっている。
 - イ) 必要に応じて、専門の相談機関を紹介している。
 - ウ) 個別相談に応じるためのスペースが確保されている。
 - エ) 健康相談、将来の生活設計、母子家庭であることへのストレス等に対する心理的サポートをしている。
 - オ) 返済困難な借金等についての相談に応じている。

- 3 - (1) - 母親の職業能力開発や就労支援を行っている。 54

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 6 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つ～5 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 公共職業安定所の活用や就職先の開拓など、母親の心身状態や意向に配慮した就労支援を行っている。
 - イ) 母親の適性や経験・希望に配慮した職場探し、能力開発についての相談等の支援を行っている。
 - ウ) 就労のための保育サービスを行っている。
 - エ) 就労に不安を持つ母親や就業意欲に欠ける母親については、個々の事情や背景を十分考慮しながら相談・助言を行っている。
 - オ) 施設内で、就労支援のための講座・勉強会等を行っている。
 - カ) 必要があれば職場との連携・調整を行っている。
 - キ) 職場環境に関する相談・助言を行っている。
 - ク) 職場での権利侵害等の訴えに対して適切な対応をしている。

- 3 - (1) - 母親が必要に応じて社会資源を有効に利用できるように支援を行っている。 55

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 3 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 2 つを実施
- c) 以下の項目の内 1 つ以下の実施
 - ア) 掲示板等を活用し、諸制度に関して常に新しい情報提供に努めている。
 - イ) 関係機関や施設等へ同行している。
 - ウ) 書類記入などの申請手続きの側面支援を行っている。
 - エ) 専門機関・自助グループ等への相談・紹介を行っている。

- 3 - (1) - 夫等の暴力により保護を必要とする母子の緊急利用に適切に対応している。

56

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 利用手続きを事後に行う等、保護を必要とする母子等の緊急利用に対応している。
 - イ) 緊急利用の受け入れは、平日・休日ともに 24 時間可能である。
 - ウ) 要請があった場合には、広域的利用を受け入れることができる。
 - エ) 予め緊急利用時を想定して、職員間で適切なケース対応方法を検討している。
 - オ) 必要に応じて出動を要請できるよう警察等と連携している。
 - カ) 緊急一時保護後の入所に関する相談については、母子の心身状態に十分に配慮し、精神的に安定してから行っている。
 - キ) 広域入所促進事業（施設機能強化推進費）等を利用して緊急利用のための生活用品等を予め用意している。

- 3 - (1) - 21 夫等の暴力により保護を必要とする母子の安全確保を適切に行っている。

57

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 安全確保と精神的癒しを目的とした相談・支援を行っている。
 - イ) 本人の所在の秘匿について関係機関と協議し、理解と協力を得ている。
 - ウ) 発見へのおびえがみられる母子について、外部との連絡のとり方、日常生活の代行等、きめ細かい対応をできる体制がとられている。
 - エ) 発見へのおびえがみられる子どもの教育権が損なわれないよう、教育委員会等関係機関との連携体制が整備されている。
 - オ) 発見のおそれが出てきた場合には、福祉事務所と連携して他施設へ移動できる体制が整っている。

- 3 - (1) - 22 行事等のプログラムは、母子が参画しやすいように計画・実施されている。

58

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 母親の趣味や興味にあったプログラムになるよう母親の要望を反映している。
 - イ) 母親の自発的な参加を促すように支援している。
 - ウ) 子どもの趣味や興味にあったプログラムになるよう子どもの要望を反映している。
 - エ) 子どもの自発的な参加を促すように支援している。
 - オ) 母子が施設での生活を楽しめるような企画を用意している。
 - カ) 母子の状況を考慮し、参加しやすい内容、時間等プログラムを工夫している。
 - キ) 行事等の参画について、母子の選択を尊重している。

- 3 - (1) - 23 居室等施設全体が、生活の場として快適さに配慮したものになっている。

59

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 7 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 5 つ～ 6 つを実施
- c) 以下の項目の内 4 つ以下の実施
 - ア) 居室は母子が生活するのに十分なスペースが確保されている。
 - イ) 居室はプライバシーに配慮した構造になっている。
 - ウ) 台所は居室ごとに設置している。
 - エ) トイレは居室ごとに設置している。
 - オ) 浴室は居室ごとに設置している。
 - カ) 談話室など、憩いの空間を確保している。
 - キ) 共用部分には行き届いた清掃が行われ、軽度な修繕は迅速に行っている。
 - ク) 子どもが安全に遊べるスペースを確保している。
 - ケ) 身体に障害のある母子がいる場合には、バリアフリーに配慮している。

4 利用終了時の支援

- 4 - (1) 施設の利用終了時の母子への支援を適切に行っている。

- 4 - (1) - 24 施設利用終了後の社会生活を考慮した支援をしている。

60

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 母子の自立状況や子どもの学校生活を考慮し、適切な時期に利用終了できるようにしている。
 - イ) 親族との関係調整を行い、施設利用終了後の支援体制を整えている。
 - ウ) 必要に応じて民生委員・母子相談員・福祉事務所・保健所等との調整を行い、施設利用終了後の支援体制を整えている。
 - エ) 利用終了後の生活設計や心配される点について相談に応じている。
 - オ) 可能な限り希望に添った住宅が確保できるように情報提供等の支援を行っている。
 - カ) 施設利用終了後にも連絡が取れるように、施設利用終了後の住所や電話番号等を確認している。
 - キ) 要請があればいつでも相談にのれる体制であることを伝えている。

- 4 - (1) - 25 施設利用終了後、要望があった場合には積極的に支援を行っている。

61

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 3 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 2 つを実施
- c) 以下の項目の内 1 つ以下の実施
 - ア) 要望に応じて相談支援を行っている。
 - イ) 退所後の学校生活に関する子どもからの相談に応じている。
 - ウ) 希望に応じて、施設の行事等について招待状を出している。
 - エ) 施設利用を終了した母親が相談しやすい雰囲気や体制をつくっている。

福祉サービスの適切な実施の特記事項

福祉サービスの独自性及び向上性

1 福祉サービスの独自性

- 1 - (1) 施設の福祉サービスにおいて独自の取り組みを行っている。

- 1 - (1) - 施設などの機能を活かした独自の福祉サービスに、積極的に取り組んでいる。 62

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 3 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 2 つを実施
- c) 以下の項目の内 1 つ以下の実施
 - ア) 施設として独自の福祉サービスを展開している。
 - 独自の福祉サービス(事業)の内容 その1 ()
 - イ) 独自の福祉サービス(事業)の内容 その2 ()
 - ウ) 独自の福祉サービス(事業)の内容 その3 ()
 - エ) いずれかの独自の福祉サービスにおいて具体的な実績・成果をあげている。

2 福祉サービスの向上性

- 2 - (1) 施設における福祉サービスの質を向上させている。

- 2 - (1) - 具体的な目標や課題に対して積極的に取り組み、福祉サービスの質を向上させている。 63

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 3 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 2 つを実施
- c) 以下の項目の内 1 つ以下の実施
 - ア) 具体的な目標や課題を設定し、積極的に取り組んでいる。
 - イ) 具体的な実績・成果をあげ、福祉サービスの質を向上させている。
 - 向上した具体的な目標や課題 その1 ()
 - ウ) 向上した具体的な目標や課題 その2 ()
 - エ) 向上した具体的な目標や課題 その3 ()

福祉サービスの独自性及び向上性の特記事項

福祉サービスの第三者評価基準（乳児院）

福祉サービスの第三者評価基準の構成

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目
福祉サービスの基本方針と運営管理	1 福祉サービス実施の基本方針 2 サービス実施機関の運営 3 計画の策定 4 職員の資質向上 5 情報公開 6 安全・衛生管理	次頁参照	次頁参照
乳幼児の権利擁護	1 乳幼児の権利擁護		
地域等との関係	1 地域社会との連携 2 福祉人材の育成		
福祉サービス実施過程の確立	1 サービス実施（養育）計画の管理 2 サービス実施（養育）計画の策定 3 サービスの実施 4 評価・見直し		
福祉サービスの適切な実施	1 援助の基本 2 入所時の対応 3 日常生活の援助 4 家族との関係 5 退所時の対応		
福祉サービスの独自性及び向上性	1 福祉サービスの独自性 2 福祉サービスの向上性		

・本基準は、「評価対象」()、「評価分類」(1～6)、「評価項目」((1)～(4))、「評価細目」(全56項目)から構成される。

- ・「評価対象」：事業者が提供する福祉サービスを対象別・機能別に大別したものの。
- ・「評価分類」：「評価対象」をさらに基本的な機能別にしたものの。
- ・「評価項目」：「評価分類」についての具体的な達成目標であり、実際の評価を行う項目となるもの。
- ・「評価細目」：「評価項目」が求めている達成目標を満たすために、事業者が実施している、又は、実施することが望ましいと考えられる一般的・代表的な状況を細分化したものの。

福祉サービスの基本方針と運営管理

1 福祉サービス実施の基本方針

- 1 - (1) 福祉サービスの実施に関する基本姿勢が明示されている。

- 1 - (1) - 施設における福祉サービスの理念に基づくサービス実施機関としての基本方針が明文化されており、その内容も適切である。 1 (は通し番号、以下同じ)

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 福祉サービスの理念が明文化されている。
 - イ) 理念に基づいた基本方針が明文化されている。
 - ウ) 理念には子どもの権利擁護の視点が盛り込まれている。
 - エ) 基本方針には子どもの権利擁護の視点が盛り込まれている。
 - オ) 基本方針には役割や機能などが具体的に記載されている。
 - カ) 理念、あるいは基本方針は、必要に応じて見直されている。

2 サービス実施機関の運営

- 2 - (1) 施設の運営が適切に行われている。

- 2 - (1) - 実施するサービスの質の向上や業務の改善に向けての検討が、定例的に行われ、業務の改善がなされている。 2

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つを実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 福祉サービスの質の向上や業務の改善に向けて検討を行うための会議が定例的に開かれている。
 - イ) 質の向上や業務改善に向けた年間を通じて「業務改善提案書」を職員から募集するか、あるいは意見を聴取するためのアンケートなどを定例的に実施している。
 - ウ) 検討結果等に基づいて、実際に業務を改善している。
 - エ) 検討内容や結果が、記録されている。

- 2 - (1) - 施設のサービス内容等について、サービス評価基準を用いて自己評価を行っている。 3

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つを実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 定例的に（年に複数回）サービスの自己評価を行っている。
 - イ) さまざまな職種の職員が参加し取り組んでいる。
 - ウ) 改善すべき点や改善方法の検討等について、職員で話し合っている。
 - エ) 「福祉サービスの適切な実施内容」などの評価を行う際には、必要に応じて保護者も参加している。

3 計画の策定

- 3 - (1) サービスの質の向上に向けた中・長期的な計画を策定している。

- 3 - (1) - 実施する福祉サービスの質に関する中・長期的な課題や問題点を把握し、それに対する取り組みの計画を策定、評価、見直しを行っている。 4

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 実施している福祉サービスの内容や実施体制について分析・検討し、課題や問題点を把握している。
 - イ) 福祉サービスの質の向上に向けて目標を設定し、その目標に向けた取り組みに関する 3 年間程度の年次計画を策定している。
 - ウ) 中長期計画の策定に向けた検討には、職員が参加している。
 - エ) 実施状況について職員の意見を聞き、その実施過程や結果について評価を行っている。
 - オ) その評価に基づき、本計画の継続や見直し及び新規計画の策定を行っている。

- 3 - (2) サービスの質の向上を意図した事業計画を策定している。

- 3 - (2) - 当該年度の事業計画が適切に策定されており、その実施状況に関する評価を行っている。 5

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 実施している福祉サービスの内容や実施体制について分析・検討し、課題や問題点を把握している。
 - イ) 福祉サービスの質の向上に向けて目標を設定し、その目標に向けた取り組みに関する単年度計画を具体的な内容で策定している。
 - ウ) 単年度計画の策定に向けた検討には、職員が参加している。
 - エ) 実施状況について職員や児童の意見を聞き、その実施結果について評価を行っている。
 - オ) その評価を、次年度計画に活かしている。

- 3 - (3) 地域住民や関係機関等の福祉に対するニーズに対応している。

- 3 - (3) - 地域や関係機関等の福祉ニーズを把握するための取り組みを行い、それに基づき新たな事業展開を図っている。 6

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つを実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 地域の福祉ニーズを把握するための取り組みを行っている。
 - イ) 関係機関等の福祉ニーズを把握するための取り組みを行っている。
 - ウ) 把握した福祉ニーズに基づき、新たな事業の企画や実施の時には、保護者に対して説明し、その意向を尊重している。
 - エ) 把握した福祉ニーズに基づいて、可能なものについては自施設における新たな事業に加えるなどの展開を図っている（準備を行っている）。

事業の内容：()

4 職員の資質向上

- 4 - (1) 職員の資質向上に向けた基本姿勢を確立している。

- 4 - (1) - 職員の資質向上に向けた基本姿勢が確立している。 7

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 職員の知識や技術等の修得に関する施設の目標を明文化している。
 - イ) その達成に向けて研修を推進するための担当者を設置している。
 - ウ) 職員一人ひとりの自己評価を実施し、職員としての自己目標を明確化している。
 - エ) 職員の資質向上のための資料・文献・情報を職員が活用できる体制となっている。
 - オ) 学会・各種研修・研究会等に職員を参加させている。
 - カ) 職業倫理の確立に向けた取り組みを実施している。

- 4 - (2) 職員の研修体制が確立している。

- 4 - (2) - 職員の研修ニーズを踏まえた研修計画に基づく研究機会を確保している。 8

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 6 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 5 つを実施
- c) 以下の項目の内 4 つ以下の実施
 - ア) 職員ひとり一人について、どのような資質・技術を修得する必要があるか分析、検討が行われ、各自の研修目標を明確化している。
 - イ) それを踏まえた職員各自の研修計画が策定されている。
 - ウ) 施設全体の年間研修計画が策定されている。
 - エ) 職場内研修・訓練を定例的に実施している。
 - オ) 外部の研修会に積極的に参加している。
 - カ) 職員が外部の研修会等に参加した場合には、他の職員に還元させている。
 - キ) 研修成果の評価が行われ、次の研修計画に反映されている。

- 4 - (3) 職員に対するスーパービジョン体制が整備されている。

- 4 - (3) - 職員に対するスーパービジョン（訓練、指導、精神的援助等）が定例的かつ必要に応じて行われている。 9

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つを実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 職員に対するスーパービジョンを定例的に行っている。
 - イ) 職員がいつでも相談できるスーパービジョン担当者が施設内にいる。
 - ウ) 必要などときには外部の専門家や児童相談所の支援を受けられる体制を整備している。
 - エ) スーパーバイザーは、職員からの信頼が得られるよう、研修に参加するなど資質の向上に努めている。

5 情報公開

- 5 - (1) 適切な情報公開に対する取り組みを行っている。

- 5 - (1) - 施設に関する情報・サービス等をわかりやすく適切に公開している。 10

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 施設の運営理念・方針、公開可能な理事会議事録や運営予算等について、利用者や地域の関係機関等に公開している。
 - イ) 年報のような事業報告書等の閲覧が可能である。
 - ウ) 開示基準や具体的な方法に関する規程を整備している。
 - エ) その規程に基づいて情報開示を行っている。
 - オ) 情報を公開するにあたっては、相手にわかりやすく伝わるよう求められた内容について説明をしたり、インターネットを活用する等の工夫や配慮をしている。

6 安全・衛生管理

- 6 - (1) 安全管理・事故防止、衛生管理のための取り組みを行っている。

- 6 - (1) - 安全管理と事故防止について、積極的に取り組んでいる。 [11]

【判断基準】

- a) 以下の項目の内7つ以上を実施
- b) 以下の項目の内5つ～6つを実施
- c) 以下の項目の内4つ以下の実施
 - ア) 安全管理や事故防止に関するマニュアルを作成し、周知している。
 - イ) 安全管理や事故防止に関するマニュアルを定期的に見直している。
 - ウ) 安全管理や事故防止に関する内部研修・訓練（避難訓練を含む）を定期的に行っている。
 - エ) 安全対策の一環として建物設備や遊具等の点検を行っている。
 - オ) 薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取り組みを組織的にしている。
 - カ) 施設内外の危険箇所について把握し、その安全対策を講じている。
 - キ) 万一事故が発生した場合には、事故の原因を明らかにして対策を検討し、事故防止に役立てている。
 - ク) 事故については、原因・対策等について、記録に残している。

- 6 - (1) - 施設内の衛生管理を十分に行っている。 [12]

【判断基準】

- a) 以下の項目の内8つ以上を実施
- b) 以下の項目の内6つ～7つを実施
- c) 以下の項目の内5つ以下の実施
 - ア) 施設の実態に合わせた衛生管理に関するマニュアルを策定し、周知している。
 - イ) 衛生管理に関するマニュアルをマニュアルを定期的に見直している。
 - ウ) 害虫駆除を実施している。
 - エ) 調理器具や食器の洗浄・殺菌を行っている。
 - オ) 飲用水の水質検査を定期的に行っている。
 - カ) 食品の洗浄・加熱処理を適切に行っている。
 - キ) 居室、食堂等の清掃や消毒、ごみ処理を行っている
 - ク) ベッドを清潔にし、寝具類は定期的日光にあてるなど消毒と乾燥を行っている。
 - ケ) 玩具や遊具などを定期的に洗浄したり日光にあてるなど清潔に保っている。

- 6 - (1) - 乳幼児の安全確保のための防犯について、積極的に取り組んでいる。

[13]

【判断基準】

- a) 以下の項目の内5つ以上を実施
- b) 以下の項目の内4つを実施
- c) 以下の項目の内3つ以下の実施
 - ア) 安全確保に関するマニュアルを作成し、周知している。
 - イ) 防犯のための避難訓練等を実施している。
 - ウ) 施設周辺等における不審者等の情報について、日頃から地域や警察等の関係機関と連携して、情報を速やかに把握できる体制をとっている。
 - エ) 地域に開かれた施設づくりは危険に関する情報の収集や緊急時の支援にもつながることから、徒らに施設開放に消極的にならないよう努めている。
 - オ) 施設開放に当たっては、利用者にパンフレットを配布するなどして、安全への配慮を行っている。
 - カ) 不審者の立入等、緊急時の安全確保に対する体制が整っている。

福祉サービスの基本方針と運営管理の特記事項

乳幼児の権利擁護

1 乳幼児の権利擁護

- 1 - (1) 常に乳幼児の最善の利益について熟考し、乳幼児の権利擁護を行っている。

- 1 - (1) - 施設長は、乳幼児の権利擁護への取り組みを積極的に行っている。 14

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 7 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 5 つ～ 6 つを実施
- c) 以下の項目の内 4 つ以下の実施
 - ア) 児童の権利条約など児童の権利擁護に関する情報を、収集・把握している。
 - イ) 権利擁護に関する施設内外の研修に施設長自らが参加している。
 - ウ) ケース会議等に出席し、必要に応じて助言・指導を行っている。
 - エ) 定例的にケース記録に目を通し、適宜、必要な助言を行っている。
 - オ) 特に配慮を要する乳幼児について、職員より随時経過を報告させ、適切な助言・指導を行っている。
 - カ) 保護者からの苦情や意見を、施設長が把握している。
 - キ) 乳幼児に対する権利侵害を是認する職員に対して、施設長が厳しい指導を行っている。
 - ク) 乳幼児の権利擁護の姿勢が施設全体に行き渡るような具体的な取り組みを行っている。

- 1 - (1) - 職員は、乳幼児の権利擁護への取り組みを積極的に行っている。 15

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 児童の権利条約など児童の権利擁護に関する情報を、収集・把握している。
 - イ) 権利擁護に関する外部研修会に参加している。
 - ウ) すべての職員は人権侵害の行為の禁止についてよく理解している。
 - エ) 児童の権利擁護の姿勢が施設全体に行き渡るような具体的な取り組みを行っている。
 - オ) すべての職員は人権侵害の行為の禁止についてよく理解し、行わないように徹底している。
 - カ) 強制引取等の対応などにおいて、常に「乳幼児の最善の利益」の観点に立ち、乳幼児を擁護している。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 「就業規則」等の規程に体罰の禁止を明記している。
 - イ) 具体的な例を示して体罰を禁止している。
 - ウ) 体罰の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、体罰を伴わない援助技術を習得できるようにしている。
 - エ) 体罰の禁止を職員に徹底するため、日常的に会議等で体罰を取り上げ、行われていないことを確認している。
 - オ) 体罰があった場合を想定して、施設長が職員にその原因や体罰の方法・程度など事実確認をし、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うしくみがつくられている。
 - カ) 職員による体罰の禁止について、保護者に周知している。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 7 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 5 つ～ 6 つを実施
- c) 以下の項目の内 4 つ以下の実施
 - ア) 暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切な関わりの防止について、具体的な例を示し、職員に徹底している。
 - イ) 不適切な関わりの防止について、具体的な例を示して、保護者に周知している。
 - ウ) 不適切な関わりに迅速に対応できるように、乳幼児からの訴えやサインを見逃さないよう留意している。
 - エ) 不適切な関わりの防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。
 - オ) 不適切な関わりの起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、これによらない援助技術を習得できるようにしている。
 - カ) 不適切な関わりの防止の視点から、職員体制（配置や担当の見直し等）を検討している。
 - キ) 不適切な関わりを発見した場合には、記録し、必ず管理職等に報告することが明文化されている。
 - ク) 不適切な関わりがあった場合を想定して、施設長が職員にその原因や方法・程度など事実確認をし、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うようなしくみがつくられている。

- 1 - (1) - 保護者からの要望などを検討したり、不満や不服を解決したりする仕組みが確立されている。 18

- a) 以下の項目の内 8 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 6 つ～ 7 つを実施
- c) 以下の項目の内 5 つ以下の実施
 - ア) 施設における不満や不服を解決する仕組みについて明文化している。
 - イ) 第三者が参加する苦情解決委員会等を設置している。
 - ウ) 意見箱の設置等、要望、不満、不服等を受け付ける仕組みを整えている。
 - エ) 要望、不満、不服等の意見は記録し、必ず管理職に伝えることが明文化されている。
 - オ) 施設における不満や不服を解決する仕組みについて、口頭と文書双方で保護者に周知している。
 - カ) 出された要望については真摯な態度で迅速に検討を行っている。またすぐに応えることが難しい事柄でも職員会議で話し合う等取り組んでいる。
 - キ) 対応可能な場合にはできる限り速やかに対応するとともに、対応不可能な場合にはその理由等について保護者への詳細な説明や報告がなされている。
 - ク) 要望、不満、不服の内容について職員会議等で検討し、サービスの改善に活かしている。
 - ケ) 必要な場合には、児童相談所の職員を交えて、不満や不服の解決を図っている。
 - コ) 不満や不服の解決に関するデータを蓄積し、過去の経験を活かしている。

- 1 - (1) - 施設生活に対する要望、不満、不服など、保護者の意見を聞くための取り組みを行っている。 19

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 保護者が施設生活に対する要望、不満、不服等の意見を表明しやすい雰囲気づくりに取り組んでいる。
 - イ) 保護者と懇談する機会を持ち、不満、要望、希望等を聞いている。
 - ウ) 要望、不満、不服等の意見を聞いた場合には、その内容について丁寧に耳を傾けた上で、必ず事実確認を行っている。
 - エ) 施設生活に対する要望、不満、不服を児童相談所の児童福祉司や外部の主任児童委員等に相談できることを保護者に伝えている。
 - オ) 保護者が不満や問題を主体的に話し合う機会がある。
 - カ) 自分の気持ちを表現するのが苦手な幼児に対する配慮がなされている。

乳幼児の権利擁護の特記事項

----- ----- ----- ----- -----

地域等との関係

1 地域社会との連携

- 1 - (1) 地域とのつながりを強めるための取り組みを行っている。

- 1 - (1) - 地域活動への参加や支援等、施設が地域の一員としての役割を果たしている。 20

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 施設に対する理解を推進するため、定例的・継続的に発刊している広報紙を地域へ配布するなどによって、広報啓発活動を十分に実施している。
 - イ) 町内会、児童会、老人会など地域の諸団体と連絡をとり、施設の行事に地域住民を招待している。
 - ウ) 施設の職員が町内会や児童会等、地域の諸団体の役員等として活動している。
 - エ) 地域へ施設を開放するための規定を設け、施設のスペースを開放し、地域の活動の場として提供している。
 - オ) 法人や施設を支える会、後援会等を組織し、施設サービスの趣旨に賛同した地域の人々から支えられている。

- 1 - (1) - ボランティアを受け入れるための体制が整備されている。 21

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) ボランティアの受け入れに関し、施設としての基本的な考え方や方針が明文化されている。
 - イ) ボランティアの受け入れにあたり、担当者を配置している。
 - ウ) ボランティアに対して必要な事前説明をしている。
 - エ) ボランティアの受け入れについて、広報が行われている
 - オ) ボランティアの登録が行われている
 - カ) ボランティアの受け入れについて、記録が整備されている。

- 1 - (2) 地域の社会資源との連携が確保されている。

- 1 - (2) - 必要な社会資源を明確にし、関係機関・団体等との連携を図るための取り組みを行っている。 22

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 施設の役割や機能を達成するために必要となる関係機関・団体等のリスト化を行っている。
 - イ) 関係機関との連携の担当者が決められている。
 - ウ) 関係機関とのかかわり方（対応マニュアル等）を明確にしている。
 - エ) 関係機関とは定期的に情報交換のための連絡会を開催している
 - オ) 必要に応じて、関係機関や地域内諸施設と事例検討会を実施している
 - カ) 関係機関とは、日頃から情報交換や行事への相互参加等の交流を行っている。

2 福祉人材の育成

- 2 - (1) 実習生の受け入れが適切に行われている。

- 2 - (1) - 実習生を受け入れるための体制が整っている。 23

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 実習生の受け入れに対する機関としての基本的な考え方や方針が明文化されている。
 - イ) 実習生の受け入れにあたり、実習担当者を配置している。
 - ウ) 実習生の受け入れにあたり、説明用資料を作成し、オリエンテーションを行っている。
 - エ) 実習目的に応じた効果的な実習が行われるためにプログラム等を工夫をしている。
 - オ) 実習生にスーパービジョンや反省会等を実施している。
 - カ) 実習校との連携を密にしている。

地域等との関係の特記事項

----- ----- ----- ----- -----

福祉サービス実施過程の確立

1 サービス実施（養育）計画の管理

- 1 - (1) サービス実施（養育）計画に関する責任体制が明確である。

- 1 - (1) - サービス実施（自立支援）計画の作成、実施及び評価（見直し）に際して、責任体制や関係機関との連携が確立している。 24

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 乳幼児一人ひとりのサービス実施（養育）計画の作成を統括し、その実施状況を総合的に把握、管理する責任者を定めている。
 - イ) 関係職員の連携のもとに策定している。
 - ウ) 児童相談所との連携のもとに策定している。
 - エ) 必要に応じて関係機関と協議し、策定している。
 - オ) 定例的にケース会議を行っている。
 - カ) 特に配慮を要する課題が発生した場合など必要に応じてケース会議を行っている。

- 1 - (2) 乳幼児やその家族を尊重したサービス実施（養育）計画を作成している。

- 1 - (2) - サービス実施（養育）計画の作成や見直しにおいて、保護者の意向に配慮し、「説明」と「同意」を徹底している。 25

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つを実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) サービス実施（養育）計画の作成や見直しにおいて、乳幼児の発達段階や能力に応じた意向であることへの考慮をした上で、保護者の意向を記録し配慮している。
 - イ) 幼児など代弁者が必要な場合には代弁機能を確保している。
 - ウ) サービス実施（養育）計画の作成や見直しにおいて、保護者の適正な意向を配慮している。
 - エ) 保護者に説明し、同意を得ている。

2 サービス実施（養育）計画の策定

- 2 - (1) 一人ひとりの乳幼児についてアセスメントを行い、サービス実施（養育）計画を策定している。

- 2 - (1) - 一人ひとりの乳幼児についてアセスメントを行い、それに基づき具体的なサービス実施（養育）計画を策定している。 26

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 一人ひとりの乳幼児について、発達状況や生活状況といった必要な情報の確認を行っている。
 - イ) 必要な情報の不足や疑義のある情報がある場合には、児童相談所と協議し情報収集や確認を行っている。
 - ウ) 把握できた情報に基づき、総合的な分析・検討により優先的・重点的な課題を具体的に明示している。
 - エ) 乳幼児一人ひとりのアセスメントに基づき、具体的な目標とサービス実施計画を立てている。
 - オ) サービス実施（養育）計画は、少なくとも乳幼児に対する直接的な援助と家庭支援等の二つの面について策定されている。

3 サービスの実施

- 3 - (1) 機関が行うサービスの標準化と記録の整備が図られている。

- 3 - (1) - 機関における個々のサービスについて、標準的な自立支援（養育）要領や方法が定められ、その実施に関わる記録が整備されている。 27

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) サービスの一貫性や一定水準を確保し、職員間で格差が生じないようにするために、職員間で共有されるべき標準的な自立支援（養育）要領や方法が定められている。
 - イ) 原則として要領等に基づき実際のサービス実施が展開されている。
 - ウ) 標準的な自立支援（養育）要領や方法について定例的に検証し、必要な場合には見直しを行っている。
 - エ) 一人ひとりの乳幼児について、そのサービス実施（養育）計画の実施状況が記録されている。
 - オ) 記録は、乳幼児の状況及びサービス実施状況の変化等について把握できる内容となっている。

4 評価・見直し

- 4 - (1) サービスの実施に関する評価及び見直しを行っている。

- 4 - (1) - サービスの実施状況に関する評価（振り返り）がなされ、これに基づいてサービス実施（養育）計画の見直しが行われている。 28

【判断基準】

- a) 以下の項目の内3つを実施
- b) 以下の項目の内2つを実施
- c) 以下の項目の内1つ以下の実施
 - ア) 乳幼児の情報を踏まえ、定例的かつ必要に応じて、設定されている目標に対する実施・達成状況を評価している。
 - イ) 評価は、多くの他職種の職員の評価を総合して行っている。
 - ウ) 評価に基づいて、サービス実施（養育）計画の見直しが行われている。

福祉サービス実施過程の確立の特記事項

福祉サービスの適切な実施

1. 援助の基本

-1-(1) 乳幼児の援助に対する基本的な姿勢について配慮し、支援している。

-1-(1)- 乳幼児と職員との間に信頼関係を構築し、常に個々の乳幼児の発達段階や課題に考慮した援助を行っている。 29

【判断基準】

- a) 以下の項目の内5つ以上を実施
- b) 以下の項目の内4つを実施
- c) 以下の項目の内3つ以下の実施
 - ア) 乳幼児に対する受容的・支持的関わりを心がけている。
 - イ) 乳幼児に接しながら、求めているものが何であるのかを理解し、適切に対応できるように努めている。
 - ウ) 職員と乳幼児が個別にふれあう時間を確保している。
 - エ) 小集団での養育が行われている。
 - オ) 語りかけや「だっこ」「おんぶ」などの身体のふれあいを通して心の安定を図り、心地よい状態を共有できるように努めている。
 - カ) ゆったりと話しかけることなどによって、保育者とのコミュニケーションが楽しいものになるよう努めている。

-1-(1)- 職務上職員が知り得た個人情報について秘密保持を徹底している。 30

【判断基準】

- a) 以下の項目の内4つ以上を実施
- b) 以下の項目の内3つを実施
- c) 以下の項目の内2つ以下の実施
 - ア) 個人情報の取扱いや守秘義務について、規程を定め、管理できる体制ができている。
 - イ) ケース記録等の個人情報については、鍵のかかる場所に保管している。
 - ウ) 個人情報の取扱いや守秘義務について、職員が周知している。
 - エ) ボランティア・実習生・見学者の受け入れに際しては、プライバシーの保護について方針を示し、それが確実に守られている。
 - オ) 個人情報の取扱いに関する研修に参加している。

-1-(1)- 適切な乳幼児の援助を行うため、職員間で打ち合わせをするなど引き継ぎ体制が確立している。 31

【判断基準】

- a) 以下の項目の内3つを実施
- b) 以下の項目の内2つを実施
- c) 以下の項目の内1つ以下の実施
 - ア) 乳幼児の状況の変化等に関する情報が、担当職員や責任者に確実に伝達されるための体制を整備している。
 - イ) ひとり一人の乳幼児について、担当者間で書面と口頭の両方による引継が行われている。
 - ウ) 乳幼児や施設全体の動きについて、施設全体に情報が行き渡るように、書面と口頭の両方による引継が行われている。

2 入所時の対応

- 2 - (1) 入所前の援助が適切に行われている。

- 2 - (1) - 児童相談所と連携しながら、乳幼児、保護者及びその家族の状況を把握し受け入れ準備を行っている。 32

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 児童相談所と連携して、援助に必要な乳幼児、保護者及びその家族に関する情報を得ており、不十分な場合にはすぐに補完している。
 - イ) 入所前協議を行い、入所予定乳幼児の受け入れ準備や初期の処遇について検討している。
 - ウ) 入所前の見学などに適切な対応をしている。
 - エ) 施設全体が入所予定の乳幼児との出会いを楽しみに受け入れ準備を行っている。
 - オ) 協議において決まった担当職員は、繊細な配慮により、部屋・靴箱・ロッカーに名前を入れる等の準備を行っている。
 - カ) 緊急一時的な入所に際しての準備体制がある。但し、緊急一時入所が多く、準備が十分にできない場合は入所後に補完している。

- 2 - (2) 入所時の援助が適切に行われている。

- 2 - (2) - 入所の際に、保護者等に対して適切な情報提供を行うなど、乳幼児や保護者の不安を解消し施設生活を理解できるよう適切な援助を行っている。 33

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 7 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 5 つ～6 つを実施
- c) 以下の項目の内 4 つ以下の実施
 - ア) 乳幼児が入所することを歓迎している温か味のある雰囲気の中で、乳幼児に安心感を与えるような配慮がなされている。
 - イ) 乳幼児の長所・能力、日常生活の癖、食べ物の好き嫌い、病歴等、援助にあたって留意すべき乳幼児の情報を得ている。
 - ウ) 施設での生活について、パンフレット・ビデオ等を用いて保護者に説明している。
 - エ) 保護者等に施設の運営方針、援助方針とともに、面会、帰宅、外出、外泊等の規則や保護者からの衣類、玩具、学用品、小遣い等の取扱等について具体的に説明し、納得してもらっている。
 - オ) 乳幼児の負傷、病気等の際の対応について説明している。
 - カ) 予防接種などについては十分に説明し、事前に承諾書をとっている。
 - キ) 親しみやすい言葉かけをしたり、目線の高さを合わせて話をするなど、乳幼児の気持ちを理解し共感するよう取り組んでいる。
 - ク) 適切な養育を行うため、転出証明、母子健康手帳、健康保険証、国籍を証明する書類、所持品等の確認をしている。

3 日常生活の援助

- 3 - (1)乳幼児の状況にあわせた睡眠環境等に配慮している。

-3-(1) - 乳幼児が十分な睡眠をとれるように工夫をしてる。 34

【判断基準】

- a)以下の項目の内4つ以上を実施
- b)以下の項目の内3つを実施
- c)以下の項目の内2つ以下の実施
 - ア)睡眠時の状況を定時的に観察している。
 - イ)安心して心地よい眠りにつけるように、入眠時に子守唄を歌ったり、軽くたたいている。
 - ウ)さわやかな目覚めになるように、目覚めたときに目線を合わせてやさしく声をかけている。
 - エ)静かな環境を作っている。
 - オ)寝返りのできない乳児を寝かせる場合には仰向けに寝かせている。

-3-(1) - 快適な睡眠環境を整えるように工夫をしている。 35

【判断基準】

- a)以下の項目の内4つを実施
- b)以下の項目の内3つを実施
- c)以下の項目の内2つ以下の実施
 - ア)湿温計を備え付け、乾燥時には加湿器、多湿期には除湿器などを使用し適温・適湿を保っている。
 - イ)ベッドの柵の高さは乳幼児の成長に合わせて適正にしている。
 - ウ)肌に触れる寝具は綿素材を用いている。
 - エ)敷布団は硬めで薄いものを用いている。

-3-(1) - 気候や場面、発達に応じた適切な衣類管理を行っている。 36

【判断基準】

- a)以下の項目の内4つ以上を実施
- b)以下の項目の内3つを実施
- c)以下の項目の内2つ以下の実施
 - ア)衣類は吸湿性・通気性に富み、清潔を保ち、肌に刺激の少ない材質を使用している。
 - イ)乳幼児の体型を考慮し、活動を障害せず、着脱が容易なものを使用している。
 - ウ)気候調節への配慮し、寒暖の状態に適した枚数と厚さにしている。
 - エ)寝ている生活が主なときは前開きのものを、動きが活発になったら活動的で腹部や背中に出ないものを選ぶなど、生活実態に適し、個々の発達に応じた衣類管理を行っている。
 - オ)衣類は個別化し、個人別に収納している。

-3-(1) - 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。 37

【判断基準】

- a)以下の項目の内4つを実施
- b)以下の項目の内3つを実施
- c)以下の項目の内2つ以下の実施
 - ア)原則として入浴・沐浴を毎日している。
 - イ)養育者が一緒に入浴している。
 - ウ)入浴・沐浴に際し、おもちゃが適度に用意してある。
 - エ)タオル・バスタオルは十分に洗濯・乾燥して常に清潔が保たれている。

-3-(2)乳幼児の食事に適切な配慮を行っている。

-3-(2) - 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。 38

【判断基準】

- a)以下の項目の内3つを実施
- b)以下の項目の内2つを実施
- c)以下の項目の内1つ以下の実施
 - ア)1ヶ月以上児については自立授乳を基本にして、個々のリズムや体調に合わせて量や時間を工夫している。
 - イ)授乳は、乳幼児を抱きながら、目を合わせ、やさしく言葉をかけている。
 - ウ)授乳後は、吐乳・溢乳等を防ぐために排気を十分に行っている。

-3-(2) - 離乳食を進めるに際しては十分な配慮をしている。 39

【判断基準】

- a)以下の項目の内4つを実施
- b)以下の項目の内3つを実施
- c)以下の項目の内2つ以下の実施
 - ア)ミルク以外のスープや果汁なども少しずつ経験させている。
 - イ)個々の状態に合わせて離乳を開始し、さまざまな食べ物に慣れさせている。
 - ウ)食事をいやがったり遊び出してしまう場合にも、時間をかけてゆったりとした気持ちで与えている。
 - エ)噛む力を養うために、食品の種類や調理方法を工夫している。

-3-(2) - 食事がおいしく楽しく食べられるように工夫している。 40

【判断基準】

- a)以下の項目の内6つ以上を実施
- b)以下の項目の内5つを実施
- c)以下の項目の内4つ以下の実施
 - ア)食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれている。
 - イ)食事の食べ方や量にばらつきがあっても全部食べることにこだわらず、美味しく楽しく食べられるように言葉をかけるなど雰囲気づくりに気を配っている。
 - ウ)乳幼児が自分で食べようとする意欲を育てられるように、手に持って食べやすいものを用意したり、食器やスプーンなどに触れられるように配慮している。
 - エ)好き嫌いを無くす工夫や偏食指導については、乳幼児に苦痛を与えるほどの無理がないようにしている。
 - オ)乳幼児が食べやすいように、テーブル、椅子の高さを適切に調整している。
 - カ)朝食・昼食・夕食の間隔は適正になっている。
 - キ)乳幼児の嗜好を把握して献立に反映している。

-3-(2) - 栄養管理に十分な注意が払われている。 41

【判断基準】

- a)以下の項目の内3つを実施
- b)以下の項目の内2つを実施
- c)以下の項目の内1つ以下の実施
 - ア)十分なカロリーと栄養のバランスよい献立が、栄養士により準備されている。
 - イ)乳幼児の体調、疾病、アレルギー等に配慮した食事を提供している。
 - ウ)残滓調査を行うなど栄養摂取量の把握に努め、献立に反映している。

-3-(3) 個別な児童の健康管理に適切に対応する体制をとっている。

-3-(3) - 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。 42

【判断基準】

- a)以下の項目の内4つ以上を実施
- b)以下の項目の内3つを実施
- c)以下の項目の内2つ以下の実施
 - ア)健康観察記録を行い、日々の健康状態の変化が一目で把握できるように工夫している。
 - イ)人工乳や離乳食を開始した当初には、発疹などのアレルギー症状の出現に注意し、異常所見が見られた場合には速やかに医師に相談している。
 - ウ)嘱託医による定期健康診断では、身体発育の状態や精神・運動発達・情緒的問題等について総合的な診察を行っている。
 - エ)乳幼児の条件や集団の構成に応じて、適宜予防接種を行っている。
 - オ)体温測定とその評価法などの日常的な健康管理に関するマニュアルを作成している。

-3-(3) - 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。 43

【判断基準】

- a)以下の項目の内5つ以上を実施
- b)以下の項目の内4つを実施
- c)以下の項目の内3つ以下の実施
 - ア)健康観察記録を行い、日々の健康状態の変化が一目で把握できるように工夫している。
 - イ)服薬管理表等により、適切な服薬管理を行っている。
 - ウ)専門医の協力のもと、乳幼児の健康状態に応じたりハビリテーションや早期療育プログラム等の発達支援プログラムを作成して、乳幼児の適切な発達を支援している。
 - エ)専門医による定例的な診断を受けている。
 - オ)異常所見がみられた場合には、速やかに主治医に相談できる連絡体制をとっている。
 - カ)乳幼児突然死症候群の予防に配慮した取り組みを行っている。

-3-(3) - 感染症等の集団発生に対して適切な防止策を講じている。 44

【判断基準】

- a)以下の項目の内4つを実施
- b)以下の項目の内3つを実施
- c)以下の項目の内2つ以下の実施
 - ア)病児を隔離室等に移す等の病児と他児の直接接触を避けるため方策をとっている。
 - イ)乳幼児の発熱が起きた場合、室内の病原体濃度を希釈するために室内の換気回数を多くしている。
 - ウ)乳幼児の下痢や嘔吐が発生した場合、流水ブラッシングや消毒液などによる手洗いをしている。
 - エ)乳幼児が伝染病に感染した場合には直ちに囑託医・保護者に連絡をとるとともに、囑託医の指示のもとに隔離などの処置を行い、保健所等行政機関に連絡するように指針が定められている。

-3-(4)発達段階に応じた支援を行っている。

-3-(4) - 幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。 45

【判断基準】

- a)以下の項目の内4つを実施
- b)以下の項目の内3つを実施
- c)以下の項目の内2つ以下の実施
 - ア)おむつ交換のときに、言葉をかけながら身体をさするなどして、おむつ交換が心地よいものであることを伝えるように心がけている。
 - イ)発達段階に応じて、排泄への興味を持てるように配慮している。
 - ウ)発達段階に応じて、おむつが濡れていないときは、便器に座らせるなどして自分から便器に座る意欲を持てるように配慮している。
 - エ)発達段階に応じて、個々の幼児のリズムに合わせて誘導を行っている。

-3-(4) - 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。 46

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 腹ばいやたて抱きなどをして乳幼児の視野を広げるように工夫をしている。
 - イ) 玩具の色・形や音色などを選ぶように工夫をしている。
 - ウ) 戸外に出かけ、外界への興味を広げられるように配慮している。
 - エ) 模倣遊びや職員や他の乳幼児とのふれあい遊びを通して、情緒の育成を図り、人との豊かなかかわりができるように配慮している。
 - オ) 楽しく遊ぶことができるよう心がけている。
 - カ) 玩具の一部については個別化を認めている。

-3-(4) - 乳幼児と愛着関係を築くように努めている。 47

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 日常保育における「養育担当制」を行っている。
 - イ) 乳児期を除いて、基本的に入所から退所まで一貫した担当制をとっている。
 - ウ) 担当保育者と個別な関わりを持つことができる時間を確保している。
 - エ) どの乳幼児も保護者、あるいは担当保育者、精神里親等、特定のおとなと個別の関わりを持つことができる体制が整備されている。
 - オ) 被虐待経験のある乳幼児等特別な配慮が必要な乳幼児に対しては、個々の状態に応じた関係づくりを行っている。

4 家族との関係

- 4 -(1) 家族とのつながりに配慮している。

- 4 -(1)- 20 児童相談所と連携し、乳幼児と家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりができています。 48

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 6 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 5 つを実施
- c) 以下の項目の内 4 つ以下の実施
 - ア) 家族との関係調整については、定例的かつ必要に応じて児童相談所等と協議を行っている。
 - イ) 施設と家族が信頼関係を構築できるよう努めている。
 - ウ) 養育計画について、入所後も適宜、家族と確認しあう機会を設けている。
 - エ) 家庭訪問や親との面接などを通じて家族への働きかけを行い、親子関係の継続や修復に努めている。
 - オ) 面会、外出、一時帰宅後の乳幼児の様子を注意深く観察し、家族からの不適切な関わりを発見に努めている。
 - カ) 乳幼児の日常生活の様子について家族に伝えている。
 - キ) 乳幼児に関係する地域、施設等の予定や情報を、家族に随時知らせている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 8 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 6 ~ 7 つを実施
- c) 以下の項目の内 5 つ以下の実施
 - ア) 面会、外出、一時帰宅については、規程を設けている。
 - イ) 面会、外出、一時帰宅については、規程に基づいて実施している。
 - ウ) 一時帰宅については、児童相談所と協議して行っている。
 - エ) 親子が必要な期間一緒に過ごせるような宿泊設備を施設内に設けている。
 - オ) 乳幼児や保護者の状況を考慮して、乳幼児にも保護者にも無理がないように面会や外泊を計画している。
 - カ) 保護者の面会が定例的になるように、さまざまな方法で呼びかけるようにしている。
 - キ) 乳幼児への愛着が芽生えるように、面会や外泊を通して保護者に養育に関わってもらっている。
 - ク) 面会、外出、一時帰宅後の乳幼児の様子を注意深く観察し、家族による不適切な関わりの発見に努めている。
 - ケ) 被虐待児など配慮が必要な児童については、ケース会議などで検討し、児童相談所と十分な協議の上で、面会、外出、一時帰宅などを行っている。

5 退所時の対応

- 5 - (1) 退所前の援助が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 8 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 6 ~ 7 つを実施
- c) 以下の項目の内 5 つ以下の実施
 - ア) 外泊の予定を立てて家で過ごす時間を少しずつ増やしていくようにしている。
 - イ) 乳幼児の養育に必要なものをそろえるなど、環境の整備を進めるように保護者に働きかけている。
 - ウ) 乳幼児の睡眠の傾向を知ってもらう・沐浴の練習をしてもらう等、保護者に日常生活での育児の練習をしてもらっている。
 - エ) 引き取りを前提とした外泊を行う場合には、児童相談所に経過を伝えている。
 - オ) 措置変更に際して、保護者と連絡をとりながら、乳幼児の発達段階や家庭の状況を考慮し、児童相談所と協議している。
 - カ) 家庭復帰に関して専任の職員（家庭支援専門相談員）や担当職員を配置している。
 - キ) 家庭支援のために利用できる地域資源について保護者に説明している。
 - ク) 保護者をサポートする親族がいる場合には、親族に援助を求めるように勧めている、あるいは保護者の理解を得て連絡をとっている。
 - ケ) 他機関との連携や社会資源の活用など、多角的な援助体制を整備している。

- 5 - (1) - 23 退所後の生活がスムーズに行われるよう退所時に十分な援助を行っている。

51

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 保護者の元へ帰る乳幼児については、継続した養育がスムーズに行われるよう、入所中の乳幼児に関する情報を保護者や関係機関に十分伝えている。
 - イ) 転出証明、母子健康手帳、健康保険証、アルバムなど必要なものを返却し、その際に保護者と施設が相互に書類上で確認している。
 - ウ) 乳幼児や保護者と連絡が取れるように、退所後の住所や電話番号等を確認している。
 - エ) 保護者の要請があればいつでも相談にのれる体制であることを伝えている。
 - オ) 退所は、原則として担当児童福祉司の立会いのうえで行っている。

- 5 - (1) - 24 家庭復帰に向けて、乳幼児と家族及び児童相談所への連絡調整機能を果たしている。 52

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 乳幼児個々の家庭復帰への目標づくりと達成度の確認を行っている。
 - イ) 乳幼児の成長の様子を、保護者や児童福祉司に定例的に報告している。
 - ウ) 乳幼児の成長、発達に併せた保護者との関係づくりを援助している。
 - エ) 乳幼児の家庭復帰に向けた家族の目標を、施設も共有している。
 - オ) 家庭復帰に際し、保育者等との分離不安に配慮している。
 - カ) 乳幼児、保護者及び児童相談所への連絡調整の担当職員を決めている。

- 5 - (1) - 25 児童福祉施設等へ措置変更する場合には、乳幼児と家族、児童相談所及び措置変更先の施設等への連絡調整機能を果たしている。 53

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 乳幼児の措置変更について事前に保護者がきちんと納得できる説明をしている。
 - イ) 措置変更先の施設などを見学させる等、措置変更先の施設等について保護者に情報提供している。
 - ウ) 面会を行う等、措置変更先の施設職員や里親と保護者との関係づくりを援助している。
 - エ) 面会を行う等、乳幼児が措置変更先の施設等にスムーズに適応できるよう援助している。
 - オ) 措置変更に際し、保育士や看護婦等との分離不安に配慮している。
 - カ) 乳幼児、保護者、児童相談所及び措置変更先の施設等への連絡調整の担当職員を決めている。

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 5 つ以上を実施
- b) 以下の項目の内 4 つを実施
- c) 以下の項目の内 3 つ以下の実施
 - ア) 電話・来園等の機会を通じて、退所した乳幼児の状況を把握するように努めている。
 - イ) 保護者との連絡をとり、家庭に戻った乳幼児が安定して生活できるよう、相談・援助を行っている。また、必要に応じて児童福祉司等、関係者の協力も得ている。
 - ウ) 退所後数年が経過した乳幼児についても継続的にアフターケアを行う体制がある。
 - エ) 退所した乳幼児の保護者が相談しやすい雰囲気をつくっている。
 - オ) 里親に対しては、継続的面談や家庭訪問を行い、援助、助言を行っている。また、状況に応じて、児童相談所に報告している。
 - カ) 被虐待経験のある乳幼児などに対しては、定期的かつ必要に応じてアフターケアを実施している。

福祉サービスの適切な実施の特記事項

----- ----- ----- ----- -----

福祉サービスの独自性及び向上性

1 福祉サービスの独自性

- 1 - (1) 施設の福祉サービスにおいて独自の取り組みを行っている。

- 1 - (1) - 施設などの機能を活かした独自の福祉サービスに、積極的に取り組んでいる。 55

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つを実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 施設として独自の福祉サービスを展開している。
独自の福祉サービス(事業)の内容 その1 ()
 - イ) 独自の福祉サービス(事業)の内容 その2 ()
 - ウ) 独自の福祉サービス(事業)の内容 その3 ()
 - エ) いずれかの独自の福祉サービスにおいて具体的な実績・成果をあげている。

2 福祉サービスの向上性

- 2 - (1) 施設における福祉サービスの質を向上させている。

- 2 - (1) - 具体的な目標や課題に対して積極的に取り組み、福祉サービスの質を向上させている。 56

【判断基準】

- a) 以下の項目の内 4 つを実施
- b) 以下の項目の内 3 つを実施
- c) 以下の項目の内 2 つ以下の実施
 - ア) 具体的な目標や課題を設定し、積極的に取り組んでいる。
 - イ) 具体的な実績・成果をあげ、福祉サービスの質を向上させている。
向上した具体的な目標や課題 その1 ()
 - ウ) 向上した具体的な目標や課題 その2 ()
 - エ) 向上した具体的な目標や課題 その3 ()

福祉サービスの独自性及び向上性の特記事項

利用者アンケート（保育所）

このアンケートは、保育所における福祉サービスの質を高めるため、第三者評価を受けるに当たり、この評価の参考にするために行うものです。

この調査は、無記入で行われるため、お名前や回答の結果が漏れ、何らかの不利益が生じることは一切ありませんので、アンケートの記入について御協力くださるようお願いいたします。

- 1 下記の質問に対して、該当するところに をつけ、その理由を の中に記入してください。（問1～問12及び問14）
- 2 問13、問15については、 の中に3つ以内で記入してください。
- 3 問16については、 の中に自由にお書きください。

1 保育園に入園した際に、保育の内容や方法について、説明がありましたか。

（ はい 、 いいえ 、 どちらともいえない ）

[そのようにお答えになった理由をお聞かせください。]

2 保育園の理念や方針について、園から説明がありましたか。

（ はい 、 いいえ 、 どちらともいえない ）

[そのようにお答えになった理由をお聞かせください。]

3 保育園やクラスの様子などについて、「園だより」、「クラスだより」等を通じて、わかりやすく伝えられていますか。

（ はい 、 いいえ 、 どちらともいえない ）

[そのようにお答えになった理由をお聞かせください。]

4 園の保育について、あなたの意見や意向を伝えることができますか。

（ はい 、 いいえ 、 どちらともいえない ）

[そのようにお答えになった理由をお聞かせください。]

5 保護者からの苦情や意見に対して、園から「懇談会」や「園だより」などを通じて説明がありましたか。

(はい 、 いいえ 、 どちらともいえない)

[そのようにお答えになった理由をお聞かせください。]

6 送迎時の保育士との話や連絡帳などを通じ、園や家庭での子どもの様子について情報交換がされていますか。

(はい 、 いいえ 、 どちらともいえない)

[そのようにお答えになった理由をお聞かせください。]

7 日常的な情報交換に加え、別の機会を設けて相談に応じたり、個別面談などを行っていますか。

(はい 、 いいえ 、 どちらともいえない)

[そのようにお答えになった理由をお聞かせください。]

8 懇談会や保育参観など保護者が保育に参加する機会がありますか。

(はい 、 いいえ 、 どちらともいえない)

[そのようにお答えになった理由をお聞かせください。]

9 園内で感染症が発生した際には、その状況について必要に応じて連絡がありますか。

(はい 、 いいえ 、 どちらともいえない)

[そのようにお答えになった理由をお聞かせください。]

10 健康診断の結果について、園から伝えられていますか。

(はい 、 いいえ 、 どちらともいえない)

[そのようにお答えになった理由をお聞かせください。]

11 献立表やサンプル表示などで、毎日の給食の内容がわかるようになっていますか。

(はい 、 いいえ 、 どちらともいえない)

[そのようにお答えになった理由をお聞かせください。]

12 お子さんの給食の食べ具合は、必要に応じて連絡されていますか。

(はい 、 いいえ 、 どちらともいえない)

[そのようにお答えになった理由をお聞かせください。]

13 その他保育の内容などに関して、園から保護者に知らせて欲しい情報があれば、記入してください。(3つ以内)

1 _____
2 _____
3 _____

14 お子さんや家庭のことについて相談した内容が、他人に漏れていたというような経験はありますか。

(はい 、 いいえ 、 どちらともいえない)

[そのようにお答えになった理由をお聞かせください。]

15 保護者の立場からみて、お子さんが通っている園はどのような特徴があるか
記入してください。(3つ以内)

1
2
3

16 その他お気づきの点をご自由にお書きください。

--

ご協力ありがとうございました。

利用者アンケート（児童養護施設・児童用）

この施設で生活している皆様へ、施設における生活をよりよいものにしていくために皆様の意見を参考にしていきたいと考えています。

つきましては、日頃から、皆様が感じていることと考えていることについて、以下のアンケートの質問について当てはまるものにつけて下さい。よろしくお願ひします。

なお、あなたがどのようにアンケートに答えても、生活しづらくなったり損をしたりすることはありませんので安心して答えて下さい。

1. この施設は、あなたたちのことを考えて生活が送れるようになっていると思いますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

2. この施設は、施設全体が自分（あなた自身）の長所や能力などがのびるようになっていると感じますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

3. 先生方（職員）は自分自身（職員自身）をのびそうと努めていると思いますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

4. 担当の先生（職員）は、あなたが取り組むべき目標や退所にむけての計画について、あなたと話し合いをしながら立ててくれますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

5. これからどのように自分自身をのばし、施設で生活していけばいいのか、先生方（職員）から説明を受け、納得して生活していますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

6. 担当の先生（職員）は、退所にむけての計画などについて、あなたと話し合いをもちながら見直しをしてくれますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

7. あなたは、先生方（職員）からひとりの人間として大切にされていると感じますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

8. あなたは担当の先生（職員）に自分の持ちや考えを言いやすいですか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

9. 施設の先生方（職員）はあなた方の意見をきちんと聞いてくれますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

10. 担当の先生（職員）はあなたの考えや訴えに対して納得のいくように説明してくれますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

11. あなたが何かをする時、自分で決められるように先生方（職員）は助けしてくれますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

12. 施設の生活において、あなたのプライバシーは守られていますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

13. お願いごとや知りたいことに対して、どうしてできるのかできないのか、先生方（職員）は説明してくれますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

14. 休日には自由に興味のあることや趣味等をする時間がありますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

15. 正しい理由もなく、自分たちが希望するにもかかわらず、自由時間に外出、ビデオ、マンガなどを禁止されたりされたりしたことがありますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

16. つまずいたり、問題が起きた時、自分の力で解決できるように先生方(職員)が助けてくれますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

17. 他の人たちとよい関係がつかれるように、先生方(職員)は助けてくれますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

18. 衣食住など基本的な生活に必要なものを、あなた方の意見を聞きながら、もっといい内容にしようと、先生方(職員)は取り組んでくれますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

19. 行事等に追われることなく、ゆとりある生活が送れていますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

20. おこづかいについては、先生方(職員)から使い方などについて教えてもらいながら、自分の考えによって使えるようになっていきますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

しせつせいかつ かん おも なん じゆう か
施設生活について感じていることや思っていることを何でも自由に書いて
くだ
下さい。

きょうりょく
ご協力ありがとうございました。

利用者アンケート（児童養護施設・保護者用）

このアンケートは、児童養護施設におけるサービスの質の向上のため、第三者評価を受けるに当たり、この評価の参考にするために行うものです。

これは、無記入で行われるため、お名前や回答の結果が漏れ、何らかの不利益が生じることは一切ありませんので、アンケートの記入についてご協力くださいますようお願いいたします。

* 下記の質問に対して、するところに をつけて下さい。

1. 施設長をはじめ施設全体でお子さんの権利を守るための取り組みを積極的に行っていると思いますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

2. あなたのお子さんは、職員からひとりの人間として大切にされていると感じますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

3. 職員は自分自身（職員自身）を高めようと努めているといますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

4. お子さんの基本的な欲求にして適切に対応してくれていると思いますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

5 . 施設生活に対する要望やについて聞き、取り組んでいく体制がありますか。
ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

6 . 施設は、あなたに、お子さんに対する施設での養育など必要な情報を伝えていますか。
ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

7 . 施設は、あなたの意見を聞きながら、お子さんの支援計画を作成していますか。
ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

8 . 施設は、あなたやお子さんの個人情報など、秘密保持をしていますか。
ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

9 . 施設は、お子さんの健康管理を適切に行っていますか。
ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

10 . 施設は、面会や外泊等について働きかけるなど、あなたとお子さんとの関係調整を図ったり、あなたからの相談に応じてくれますか。
ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

11 . あなたから見て、居室等施設全体が、生活の場として快適さに配慮しているものになっていると思いますか。
ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

12 . 施設には、施設における生活環境など、あなた方の意見を聞きながら、よりよいものに変革していこうとする姿勢が見られますか。
ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

施設しせつにおけるおこ子さんへのケアけあについて感じかんたり思おもっていることを自由じゆう
にお書かき下ください。

ご協きょうりょく力ありがとうございます。

利用者アンケート（母子生活支援施設・子ども用）

この施設で生活している皆様へ、施設における生活をよりよいものにしていくために皆様の意見を参考にしていきたいと考えています。

つきましては、日頃から、皆様が感じていることと考えていることについて、以下のアンケートの質問について当てはまるものをつけて下さい。よろしくお願ひします。

なお、あなたがどのようにアンケートに答えても、生活しづらくなったり損をしたりすることはありませんので安心して答えて下さい。

1. この施設は、あなたたちのことを考えて生活が送れるようになっていると思ひますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

2. この施設は、施設全体が自分（あなた自身）の長所や能力などがのばせるようになっていると感じますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

3. 先生方（職員）は自分自身（職員自身）をのばそうと努めていると思ひますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

4. 担当の先生（職員）は、あなたが取り組むべき目標や退所にむけての計画について、あなたと話し合いをしながら立ててくれますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

5. これからどのように自分自身をのばし、施設で生活していけばいいのか、先生方(職員)から説明を受け、納得して生活していますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

6. 担当の先生(職員)は、にむけての計画などについて、お母さんやあなたと話し合いをもちながら見直しをしてくれますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

7. あなたは、先生方(職員)からひとりの人間として大切にされていると感じますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

8. あなたは担当の先生(職員)に自分の気持ちや考えを言いやすいですか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

9. 施設の先生方(職員)はあなた方の意見をきちんと聞いてくれますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

10. 担当の先生(職員)はあなたの考えや訴えに対して納得のいくように説明してくれますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

11. 施設の生活において、あなたのプライバシーは守られていますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

12. お願いごとや知りたいことに対して、どうしてできるのかできないのか、先生方(職員)は説明してくれますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

13. つまずいたり、問題が起きた時、自分の力で解決できるように先生方(職員)が助けてくれますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

14. 他^たの人^{ひと}たちとよい^{かんけい}関係^{かんけい}がつくれるように、先生^{せんせい}方^{がた}（職員^{しよくいん}）は助^{たす}けてくれますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

15. 基本^{きほん}的な生活^{てき}に必要な^{せいかつ}ものを、あなた^{がた}方^{がいけん}の意見^きを聞きながら、もっといい内容^{ないよう}にしようと、先生^{せんせい}方^{がた}（職員^{しよくいん}）は取^とり組^くんでくれますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

16. 行^{ぎょう}事^じ等に追^おわれることなく、ゆとりある生活^{せいかつ}が送^{おく}れていますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

施設^{しせつ}生活^{せいかつ}について感^{かん}じていること^{おも}や思^{おも}っていること^{なん}を何^{なん}でも自由^{じゆう}に書^かいて
下^{くだ}さい。

ご協^{きょうりよく}力^{りよく}ありがとうございました。

利用者アンケート（母子生活支援施設・母親用）

このアンケートは、母子生活施設におけるサービスの質の向上のため、第三者評価を受けるに当たり、この評価の参考にするために行うものです。この調査は、無記入で行われるため、お名前や回答の結果が漏れ、何らかの不利益が生じることは一切ありませんので、アンケートの記入についてご協力くださいますようお願いいたします。

* 下記の質問に対して、該当するところにをつけて下さい。

- 施設長をはじめ施設全体で母子の権利を守るための取り組みを積極的に行っていると思いますか。
ア はい イ いいえ ウ どちらでもない
- あなた方は、職員からひとりの人として大切にされていると感じますか。
ア はい イ いいえ ウ どちらでもない
- 職員は自分自身（職員自身）を高めようと努めていると思いますか。
ア はい イ いいえ ウ どちらでもない
- 施設には施設生活に対する要望や苦情についてき、取り組んでいく体制がありますか。
ア はい イ いいえ ウ どちらでもない
- 施設は、あなた方に施設での支援など必要な情報を伝え、自己決定できるように支援していますか。
ア はい イ いいえ ウ どちらでもない
- 施設は、あなた方の意見を聞きながら、あなた方の自立支援計画をいっしょに作成していますか。
ア はい イ いいえ ウ どちらでもない
- 施設は、あなた方の個人情報など、プライバシーの保護を行っていますか。
ア はい イ いいえ ウ どちらでもない
- 施設は、あなたの子育てに関して、適切な助言・援助を行っていますか。
ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

9. 施設は、あなた方の社会的自立に向けて、十分な相談指導体制をとっていますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

10. 居室等施設全体が、の場として快適さに配慮しているものになっていますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

11. 施設には、施設における生活規則など、あなたの意見を聞きながら、よりよいものに変革していこうとする姿勢が見られますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

12. あなたは担当の職員に自分の気持ちや考えを言いやすいですか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

13. 施設は、あなたのお子さんに対して適切な保育を行ってくれますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

14. 施設は、あなたのお子さんにして適切な学習支援を行ってくれますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

施設のサービスについて感じていること、思っていることについて自由にお書き下さい。

ご協力ありがとうございました。

利用者アンケート（乳児院）

このアンケートは、乳児院におけるサービスの質の向上のため、第三者評価を受けるにたり、この評価の参考にするために行うものです。

この調査は、無記入で行われるため、お名前や回答の結果が漏れ、何らかの不利益が生じることは一切ありませんので、アンケートの記入についてご協力くださいますようお願いいたします。

* 下記の質問に対して、該当するところにをつけて下さい。

1. 施設長をはじめ施設全体でお子さんの権利を守るための取り組みを積極的に行っていると思いますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

2. あなたのお子さんは、職員からひとりの人間として大切にされていると感じますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

3. 職員は自分自身（職員自身）を高めようと努めていると思いますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

4. お子さんの基本的な欲求に対して適切に対応してくれていると思いますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

5. 生活に対する要望や苦情について聞き、取り組んでいく体制がありますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

6 . 施設は、あなたに、お子さんに対する施設での養育など必要な情報を伝えてありますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

7 . 施設は、あなたの意見を聞きながら、お子さんの養育計画を作成していますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

8 . 施設は、あなたやお子さんの個人情報など、プライバシーの保護を行っていますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

9 . 施設は、お子さんの健康管理を適切に行っていますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

10 . 施設は、面会や外泊等について働きかけるなど、あなたとお子さんとの関係調整を図ったり、あなたからの相談に応じてくれますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

11 . あなたから見て、居室等施設全体が、生活のとして快適さに配慮しているものになっていると思いますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

12 . 施設には、における生活環境など、あなた方を聞きながら、よりよいものに変革していこうとする姿勢が見られますか。

ア はい イ いいえ ウ どちらでもない

施設しせつのサービスさーびすについて感じかんていること思おもっていることについて自由じゆうにお
書かき下ください。

ご協きょうりょく力ありがとうございます。